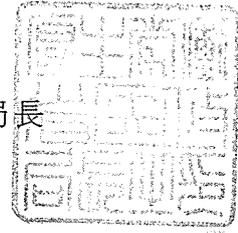




医政発第 1212008 号  
平成 20 年 1 月 12 日

各都道府県知事 }  
各地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医政局長



「医療法人制度について」及び「社会医療法人の認定について」  
の一部改正について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）の施行に伴い、「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330049 号）及び「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日付け医政発第 0331008 号）を別添のとおり改めたので、その内容を御了知願いたい。



【 改 正 後 全 文 】  
医政発第0330049号  
平成19年3月30日  
最終改正 医政発第1212008号  
平成20年12月12日

各 都 道 府 県 知 事 }  
各 地 方 厚 生 局 長 } 殿

厚生労働省医政局長

## 医 療 法 人 制 度 に つ い て

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日（以下「施行日」という。）から施行されることとなった。

これに伴い、医療法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第9号）が本年1月19日に、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）が本年3月30日にそれぞれ公布され、併せて、厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務（平成19年厚生労働省告示第92号。以下「告示」という。）及び厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第93号。以下「改正告示」という。）が同日告示され、施行日から施行されることとなったところである。

これらの施行に当たっては、特に下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

## 記

### 第1 改正の内容

#### 1 医療法人の業務の拡大について

(1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の規定は、

医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。

(2) ただし、医療法人が自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを目的に医療法人を設立することは、病院等の開設を目的として医療法人とすることができるとする法第39条の規定の趣旨に違反するので留意されたいこと。

(3) 医療法人の附帯業務として、改正法及び改正告示により、法第42条の2に規定する社会医療法人については、第1種社会福祉事業（特別介護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、更生施設及び軽費老人ホーム（A型、B型）を除く。）の実施及び医療法人（社会医療法人を含む。）については、第2種社会福祉事業（児童家庭支援センターを除く。）の実施及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置を追加し、施行日より実施することができるものとしたこと。

なお、附帯業務の実施については、別途医政局長通知により取り扱われたこと。

## 2 社会医療法人制度の創設について

(1) 本制度の創設の趣旨は、へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置付け、これらの医療に社会医療法人を積極的に参加させることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものであること。

(2) 法第42条の2第1項第4号の規定による要件は、当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、当該病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていることをいうものであること。

(3) 告示第1条各号に掲げる収益業務の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）を参照されたいこと。

(4) なお、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び第6号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に関する事項等については、追って通知する予定であること。

## 3 残余財産の帰属すべき者について

(1) 法第44条第5項の規定は、残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第31条の2に規定する者のうちから選定されることにより、医療法人の非営利性の徹

底を図るものであること。

- (2) 規則第31条の2第1号の「これに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの」とは、当該医療法人が開設する病院等の所在地において組織する都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものをいうこと。
- (3) 本改正に伴い、施行日以降に新たに医療法人の設立の認可の申請を行う場合、設立後の医療法人は、財団である医療法人（以下「財団医療法人」という。）又は社団である医療法人で持分の定めのないもの（以下「持分の定めのない社団医療法人」という。）に限られること。
- (4) 社団である医療法人で持分の定めのあるもの（いわゆる「出資額限度法人」について（平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知）に規定する出資額限度法人を含む。以下「持分の定めのある社団医療法人」という。）は、改正法附則第10条第2項に規定する医療法人（以下「経過措置型医療法人」という。）に位置付けられること。
- (5) 施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更の認可の申請を行い、当該変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人及び(3)により新たに設立された医療法人は、改正法附則第10条第2項の規定により経過措置型医療法人へ移行できないこと。
- (6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、合併後においても経過措置型医療法人とすることができること。

#### 4 医療法人の管理体制の見直しについて

- (1) 法第46条の2から第49条の4までの規定は、理事若しくは監事又は社員総会若しくは評議員会の各機能を明確にすることにより、医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進を図るものであること。
- (2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類（以下「事業報告書等」という。）の作成、都道府県知事（法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあつては地方厚生局長（ただし、改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人については、厚生労働大臣。）。以下同じ。）への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。
- (3) なお、医療法人が作成しなければならない事業報告書等（社会医療法人債発行人が作成する事業報告書を含む。）については、別途医政局指導課長通知により取り扱われたいこと。

## 5 社会医療法人債の発行について

(1) 法第54条の2から第54条の8までの規定は、救急医療等確保事業を担う社会医療法人について、公募債である社会医療法人債の発行による資金調達を認めることで、当該社会医療法人の財政的基盤の安定化を図るものであること。

(2) 社会医療法人債は証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3号の「特別の法律により法人の発行する債券」に該当する有価証券であり、同法の適用を受けるほか、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)に従い、情報開示に必要な書類の作成及び届出が必要となること。

(3) 規則第33条第1項第2号の「社会医療法人債発行法人」には、社会医療法人債を発行した後(当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。)に、法第64条の2第1項の規定により社会医療法人の認定を取り消された医療法人も含まれるものであること。

(4) 規則第33条第2項の「別に厚生労働省令で定めるところ」とは、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年厚生労働省令第38号)をいうものであること。

## 6 医療法人の資産要件の見直しについて

(1) 規則第30条の34の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。

(2) 医療法人の施設又は設備は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものでありと認められる場合には、その設立を認可して差し支えないこと。

ただし、土地、建物、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃貸する場合には、当該土地、建物について賃貸借登記をすることが望ましいこと。また、借地借家法(平成3年10月4日法律第90号)に基づき、土地、建物の所有権を取得した者に対する對抗要件を具備した場合、賃貸借登記がなくても、当該土地、建物の賃貸借を認めても差し支えないこと。

なお、賃貸料については、近隣の土地、建物等の賃貸料と比較して著しく高額なものである場合には、法第54条(剰余金配当の禁止)の規定に抵触するおそれがあるので留意されたいこと。

(3) 医療法人の設立を認可するに当たって、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは望ましくないと。なお、新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、2か月以上の運転資金を有していることが望ましいこと。

(4) 医療法人の設立に際して、現物抛出又は寄附すべき財産が医療法人に不可欠のものであるときは、その財産の取得又は拡充のために生じた負債は、当該医療法

人の負債として取り扱って差し支えないこと。

ただし、負債が財産の従前の所有者が当然負うべきもの又は医療法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものである場合には、医療法人の負債として認めることは適當ではないので、設立の認可に当たっては十分留意されたいこと。

## 7 基金制度の利用について

- (1) 規則第30条の37及び第30条の38の規定は、医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができるものとしたこと。
- (2) ただし、社会医療法人又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）は当該基金制度を利用することができないため、基金制度を利用している医療法人で、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする医療法人にあつては、拠出者に基金を返還（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭を返還）し、定款から基金に関する定めを削除することが必要であること。
- (3) なお、基金制度の利用に係る手続等については、別途医政局長通知により取り扱われたいこと。

## 8 書類の保存期間について

- (1) 規則第39条の規定により、都道府県知事が、医療法人の解散した日から5年間保存しなければならない書類から、法第52条第1項の規定により届け出られた書類を除くこととしたこと。
- (2) よつて、当該書類に関する医療法上の保存規定は存在しないこととなるが、規則第33条の2第2項の規定により、医療法人からの届出に係る書類について閲覧の請求があつた場合は、都道府県知事は、過去3年間に届け出られた書類について行うことを定めており、当該閲覧を要する期間については、適正に保管されたいこと。
- (3) なお、閲覧を要する期間を過ぎた書類については、各都道府県の文書管理規程等に従い取り扱われたいこと。

## 第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について

- 1 施行日以後に設立の認可の申請をする医療法人の定款例又は寄附行為例を次のとおり定めることとしたこと。
  - ① 社団医療法人の定款例 別添1
  - ② 財団医療法人の寄附行為例 別添2
- 2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可の

申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。

- ③ 出資額限度法人モデル定款（平成16年医政発第0813001号）及び社団医療法人モデル定款（昭和61年健政発第410号）の一部改正 別添3
- ④ 財団医療法人寄附行為例（昭和61年健政発第410号）の一部改正 別添4
- ⑤ 特別医療法人の定款例－1及び2（平成10年健政発第802号）の一部改正 別添5
- ⑥ 特別医療法人の寄附行為例－1及び2（平成10年健政発第802号）の一部改正 別添6
- ⑦ 特定医療法人の定款例（平成15年医政発第1009008号）の一部改正 別添7
- ⑧ 特定医療法人の寄附行為例（平成15年医政発第1009008号）の一部改正 別添8

### 第3 医療法人運営管理指導要綱について

医療法人運営管理指導要綱（平成2年健政発第110号）の一部改正 別添9

### 第4 その他関連する通知の改正及び廃止

#### 1 既往通知の改正

○「医療法人制度の改正及び北海道府県医療審議会について」

（昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知）

別添10

○「医療法人制度の運用について」

（昭和63年健政発第750号厚生省健康政策局長通知）

別添11

○「特定医療法人制度の改正について」

（平成15年医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知）

別添12

○「いわゆる「出資額限度法人」について」

（平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知）

別添13

○「医療機関債」発行のガイドラインについて」

（平成16年医政発第1025003号厚生労働省医政局長通知）

別添14

#### 2 既往通知の廃止

○病院会計準則の改正に伴う医療法人における会計処理等に係る留意点について

（平成16年医政発第0819002号厚生労働省医政局長通知）

別添 1

社団医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第 5 条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">〇〇看護師養成所の経営</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 社員</p> <p>第 6 条 本社の社員になろうとする者は、社員総</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</li> <li>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 18 条において同じ。）</li> <li>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</li> <li>・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 18 条第 3 項及び第 19 条第 5 項において同じ。）</li> <li>・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</li> </ul>

<p>・任意に1年間を走めても差し支え</p> <p>・社員総会のみ議決でよいことと        議決を経ることが望ましい。(以下、第13条及び第16条において同じ。)</p> <p>・社員総会とすることが望ましい。        基本財産、運営基金等重要な資産は、        不動産、</p> <p>・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。</p>	<p>会の承認を得なければならぬ。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるに必要なる変更を加えなければならぬ。</p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名        (2) 死亡        (3) 退社</p> <p>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p>第9条 本社の資産は次のとおりとする。</p> <p>第4章 資産及び会計</p> <p>(1) 設立当時の財産        (2) 設立後寄附された金品        (3) 諸種の資産から生ずる果実        (4) 事業に伴う収入        (5) その他の収入</p> <p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . . . .        (2) . . . . .        (3) . . . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならぬ。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によつて、理事長が管理する。</p> <p>第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始</p>
--	---

まり翌年3月31日に終る。

第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

#### 第5章 役員

第17条 本会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇名以上〇名以内  
うち理事長1名
- (2) 監事 〇名

第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

ない。（法第53条参照）

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

・原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第31条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加

<p>えないことができる。(法第 47 条参照)</p> <p>・理事の職への再任を妨げるものではない。</p>	<p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならぬ。</p> <p>第19条 理事長のみが本団を代表する。</p> <p>2 理事長は本団の業務を総理する。</p> <p>3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</p> <p>(6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</p> <p>5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p>第20条 役員(役員)の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員(役員)の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後(役員)といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会(社員総会)はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p> <p>第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。</p>
--	--

第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

が、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。

・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

	<p>第27条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第28条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>第29条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併</p> <p>第32条 本社は、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能  (2) 社員総会の決議  (3) 社員の欠亡  (4) 他の医療法人との合併  (5) 破産手続開始の決定  (6) 設立認可の取消し</p> <p>2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。</p> <p>第33条 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をする</p>
--	--

ことができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 35 条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

#### 第 9 章 雑則

第 36 条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

#### 附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第 44 条第 4 項参照。



- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定められた方法によって、理事長が管理する。

第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。

第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。（以下、第8条、第10条、第13条及び第34条において同じ。）

・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員及び評議員

第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

(1) 理事 ○名以上○名以内

うち理事長 1名

(2) 監事 ○名

(3) 評議員 ○名以上○名以内

第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第16条 理事長のみが本財団を代表する。

2 理事長は本財団の業務を総理する。

3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団

・原則として、理事は3名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。理事は、都道府県知事の認可を受けた場合に道府県知事の認可を受けなければならない。は、1名又は2名でも差し支えない。(法第46条の2参照)

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可(以下、第29条において同じ。)を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)

・理事の職への再任を妨げるものではない。

の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第17条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第5章 会議

第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。

4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその

<p>議決権を行使できない。</p> <p>5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>21条 評議員会は、理事長が招集する。</p> <p>2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定めらる。</p> <p>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>22条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為の変更  (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む)。  (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更  (4) 収支予算及び決算の決定  (5) 剰余金又は損失金の処理  (6) 借入金額の最高限度の決定  (7) 本財団の解散  (8) 他の医療法人との合併契約の締結  (9) その他重要な事項</p> <p>2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。</p> <p>23条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p> <p>24条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>25条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>26条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p>	<p>議決権を行使できない。</p> <p>5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>21条 評議員会は、理事長が招集する。</p> <p>2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定めらる。</p> <p>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>22条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為の変更  (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む)。  (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更  (4) 収支予算及び決算の決定  (5) 剰余金又は損失金の処理  (6) 借入金額の最高限度の決定  (7) 本財団の解散  (8) 他の医療法人との合併契約の締結  (9) その他重要な事項</p> <p>2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。</p> <p>23条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p> <p>24条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>25条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>26条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p>
---	---

第 27 条 理事会の議事についての細則は、理事会  
で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で  
定める。

#### 第 6 章 寄附行為の変更

第 28 条 この寄附行為を変更しようとするときは、  
理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上  
の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）  
の認可を得なければならない。

#### 第 7 章 解散及び合併

第 29 条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第 1 号の事由による解散は、理事及び評議  
員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、か  
つ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けな  
ければならない。

第 30 条 本財団が解散したときは、合併及び破産  
手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が  
その清算人となる。ただし、評議員会の議決によ  
って評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、  
当該職務を行うために必要な一切の行為をする  
ことができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合  
併及び破産手続開始の決定による解散の場合を  
除き、以下の者から選定して帰属させるものとし  
る。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開  
設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団  
法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持  
分の定めのないもの



別添 3

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第 42 条第 2 項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人を除く。）の定款変更につき医療法第 50 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

1. \_\_\_\_\_ 部分は、改正法の施行に伴い改正前のモデル定款の変更が必要な部分であり、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に定款変更の認可の申請（届出を含む。）をしなければならぬこと。

ただし、第 4 条第 2 項、第 18 条第 3 項及び第 19 条第 5 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

2. \_\_\_\_\_ 部分は、改正法附則第 10 条第 2 項の規定により、当分の間、定款変更の認可の申請を必要としないこと。（改正法附則第 9 条第 2 項に規定する医療法人から改正法の施行後の医療法に規定する医療法人へ移行する際に変更が必要な部分である。）

3. \_\_\_\_\_ 部分は、改正前のモデル定款に規定がない部分又は医療法その他関係法令上の規定が存在しないため改正後の定款例に規定する必要がない部分であり、医療法人が任意に定款変更の認可の申請をすることができること。

〔改正後〕 社団医療法人の定款例	〔改正前〕 出資額限度法人モデル定款 (平成 16 年医政発第 0813001 号厚生労働省医政局長通知)	〔改正前〕 社団医療法人モデル定款 (昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知)
<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に對し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に對し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に對し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>

<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>2 本会社が○○市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p>	<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になろうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>1 除名</p> <p>2 死亡</p> <p>3 退社</p>	<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になろうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>1 除名</p> <p>2 死亡</p> <p>3 退社</p>
---	--	--

<p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p>第9条 <u>社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。</u></p>	<p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p>第9条 <u>社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。</u></p>
<p>第4章 資産及び会計</p> <p>第9条 <u>本社の資産は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 設立後寄附された金品</p> <p>(2) 諸種の資産から生ずる果実</p> <p>(3) 事業に伴う収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 <u>本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u></p>	<p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>
<p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>

<p>第 11 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第 12 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。</p> <p>第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u></p> <p>2 本社は、<u>事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 本社は、<u>毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u></p> <p>第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>	<p>第 11 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第 12 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。</p> <p>第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p> <p>第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>	<p>第 11 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第 12 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。</p> <p>第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p> <p>第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>
---	---	---

第5章 役員	第5章 役員	第5章 役員
<p>第17条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2. 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3. 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5. 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えて欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第19条 理事長のみが本団を代表する。</p> <p>2. 理事長は本団の業務を総理する。</p> <p>3. 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定められた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4. 監事は、次の職務を行う。</p>	<p>第17条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 常務理事○名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>2. 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</p> <p>第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2. 本団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p> <p>第19条 理事長のみが本団を代表する。</p> <p>2. 理事長は本団の業務を総理する。</p> <p>3. 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>4. 理事は、本団の常務を処理する。</p> <p>5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>	<p>第17条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 常務理事○名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>2. 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</p> <p>第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2. 本団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p> <p>第19条 理事長のみが本団を代表する。</p> <p>2. 理事長は本団の業務を総理する。</p> <p>3. 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>4. 理事は、本団の常務を処理する。</p> <p>5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>

<p>(1) 本社の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本社の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</p> <p>(6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に對して意見を述べること。</p> <p>5. 監事は、本社の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>	<p>6. 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>	<p>6. 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>
---	---	---

<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。</p> <p>第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてゐる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p>	<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。</p> <p>第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</p> <p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款の変更</li> <li>2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</li> <li>3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</li> <li>4 収支予算及び決算の決定</li> <li>5 剰余金又は損失金の処理</li> <li>6 借入金額の最高限度の決定</li> <li>7 社員の入社及び除名</li> <li>8 本社の解散</li> <li>9 他の医療法人との合併契約の締結</li> </ol>	<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。</p> <p>第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</p> <p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款の変更</li> <li>2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</li> <li>3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</li> <li>4 収支予算及び決算の決定</li> <li>5 剰余金又は損失金の処理</li> <li>6 借入金額の最高限度の決定</li> <li>7 社員の入社及び除名</li> <li>8 本社の解散</li> <li>9 他の医療法人との合併契約の締結</li> </ol>
<p>(第25条第1項へ) ←</p> <p>第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款の変更</li> <li>(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</li> <li>(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</li> <li>(4) 収支予算及び決算の決定</li> <li>(5) 剰余金又は損失金の処理</li> <li>(6) 借入金額の最高限度の決定</li> <li>(7) 社員の入社及び除名</li> <li>(8) 本社の解散</li> <li>(9) 他の医療法人との合併契約の締結</li> </ol>	<p>第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</p> <p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款の変更</li> <li>2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</li> <li>3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</li> <li>4 収支予算及び決算の決定</li> <li>5 剰余金又は損失金の処理</li> <li>6 借入金額の最高限度の決定</li> <li>7 社員の入社及び除名</li> <li>8 本社の解散</li> <li>9 他の医療法人との合併契約の締結</li> </ol>	<p>第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</p> <p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款の変更</li> <li>2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</li> <li>3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</li> <li>4 収支予算及び決算の決定</li> <li>5 剰余金又は損失金の処理</li> <li>6 借入金額の最高限度の決定</li> <li>7 社員の入社及び除名</li> <li>8 本社の解散</li> <li>9 他の医療法人との合併契約の締結</li> </ol>

<p>(10) その他重要な事項</p>	<p>10 その他重要な事項</p>	<p>10 その他重要な事項</p>
<p>第25条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p>	<p>第26条 社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。</p>	<p>第26条 社員総会の議事は、別段の定めあるものほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。</p>
<p>第26条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができる。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p>	<p>第27条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができる。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p>	<p>第27条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができる。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p>
<p>第27条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p>	<p>第28条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p>	<p>第28条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p>
<p>第28条 社員は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならぬ。</p>	<p>第29条 社員は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならぬ。</p>	<p>第29条 社員は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならぬ。</p>
<p>第29条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有</p>	<p>第30条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有</p>	<p>第30条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有</p>

<p>する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併</p> <p>第32条 本社は、次の事由により解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の決議</p> <p>(3) 社員の欠亡</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 設立認可の取消し</p> <p>2. 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3. 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。</p> <p>第33条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がそ</p>	<p>する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第31条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更及び解散</p> <p>第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第33条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員</p>	<p>する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第31条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更及び解散</p> <p>第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第33条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員</p>
--	--	--

<p>の清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2. 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならぬ。</p> <p>3. 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>(1) 現務の終了。  (2) 債権の取立て及び債務の弁済  (3) 残余財産の引渡し。</p> <p>第34条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</u></p> <p>(1) 国  (2) 地方公共団体  (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者  (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)  (5) 財団医療法人又は社団医療法人であつて持分の定めのないもの</p> <p>第35条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>の中からこれを選任することができる。</p> <p>第34条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法(昭和23年法律第205号)第42条第2項に定める特別医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。</u></p>	<p>の中からこれを選任することができる。</p> <p>第34条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額に応じて分配するものとする。</u></p>
<p>第34条の2. 第9条及び前条の規定は第32条の規定にかかわらず変更することができない。ただし、特定医療法人又は特別医療法人に移行するために変更する場合はこの限りではない。</p>		

第9章 雑則	第8章 雑則	第8章 雑則																																																																																																																																																																																				
<p>第36条 本社の公告は、<u>宣報（及び〇〇新聞）</u>によって行う。</p> <p>第37条 この定款の施行細則は、<u>理事会及び社員総会</u>の議決を経て定める。</p>	<p>第35条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。</p> <p>第36条 この定款の施行細則は、<u>理事会及び社員総会</u>の議決を経て定める。</p>	<p>第35条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。</p> <p>第36条 この定款の施行細則は、<u>理事会及び社員総会</u>の議決を経て定める。</p>																																																																																																																																																																																				
<p>附 則</p> <p>本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>理事</td><td>長</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>理事</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>監事</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> </table>	理事	長	〇	〇	〇	〇	理事		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	監事		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	<p>附 則</p> <p>本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>理事</td><td>長</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>常務理事</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>理事</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>監事</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> </table>	理事	長	〇	〇	〇	〇	常務理事		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	理事		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	監事		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	<p>附 則</p> <p>本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>理事</td><td>長</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>常務理事</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>理事</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>監事</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>同</td><td></td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> </table>	理事	長	〇	〇	〇	〇	常務理事		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	理事		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇	監事		〇	〇	〇	〇	同		〇	〇	〇	〇
理事	長	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
理事		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
監事		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
理事	長	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
常務理事		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
理事		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
監事		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
理事	長	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
常務理事		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
理事		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
監事		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
同		〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	

別添4

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の寄附行為変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1. 〃部分は、改正法の施行に伴い改正前のモデル寄附行為の変更が必要な部分であり、施行日から1年以内に寄附行為変更の認可の申請（届出を含む。）をしなければならないこと。
- ただし、第4条第2項、第15条第3項及び第16条第5項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要があること。
2. 〃部分は、改正法附則第10条第2項の規定により、当分の間、寄附行為変更の認可の申請を必要としないこと。（改正法附則第9条第2項に規定する医療法人から改正法の施行後の医療法に規定する医療法人へ移行する際に変更が必要な部分である。）
3. 〃部分は、改正前のモデル寄附行為に規定がない部分又は医療法その他の関係法令上の規定が存在しないため改正後の寄附行為例に規定する必要がある部分であり、医療法人が任意に寄附行為変更の認可の申請をすることができること。

<p>〔改正後〕 財団医療法人の寄附行為例</p> <p>医療法人〇〇会寄附行為</p>	<p>〔改正前〕 財団医療法人モデル寄附行為</p> <p>（昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知）</p> <p>医療法人〇〇会寄附行為</p>
<p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>

<p>(1) ○○病院 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)</p> <p>2. <u>本財団が○○市 (町、村) から指定管理者として指定を受けて管理する病院 (診療所、介護老人保健施設) の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>○○病院</u> <u>○○県○○郡 (市) ○○町 (村)</u></p> <p>(2) <u>○○診療所</u> <u>○○県○○郡 (市) ○○町 (村)</u></p> <p>(3) <u>○○園</u> <u>○○県○○郡 (市) ○○町 (村)</u></p>	<p>(1) ○○病院 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院 (診療所、介護老人保健施設) を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○ ○ ○ 看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産 (別紙財産目録に掲げるもの)...</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 諸種の資産から生ずる果実</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げるものを基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p>(3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>
<p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院 (診療所、介護老人保健施設) を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○ ○ ○ 看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産 (別紙財産目録に掲げるもの)...</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 諸種の資産から生ずる果実</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>2. <u>本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u></p>	<p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院 (診療所、介護老人保健施設) を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○ ○ ○ 看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 諸種の資産から生ずる果実</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p>(3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>

<p>第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。</p>	<p>第8条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。</p>
<p>第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>	<p>第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>
<p>第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。</p>	<p>第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に、理事会及び評議員会の議決を経て定める。</p>
<p>第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p>	<p>第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>
<p>第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p>
<p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p>	
<p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p>	
<p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>	<p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>
<p>第4章 役員及び評議員</p>	<p>第4章 役員</p>
<p>第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。</p>	<p>第14条 本財団に、次の役員を置く。</p>
<p>(1) 理事 〇名以上〇名以内 うち理事長1名</p>	<p>(1) 理事 〇名以上〇名以内 うち理事長1名 常務理事〇名</p>
<p>(2) 監事 〇名</p>	<p>(2) 監事 〇名</p>

<p>(3) 評議員 〇名以上〇名以内</p> <p>第15条 理事長及び監事は評議員会において選任する。</p> <p>2. 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3. 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に追加しなければならぬ。</p> <p>4. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5. 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第16条 理事長のみが本財団を代表する。</p> <p>2. 理事長は本財団の業務を総理する。</p> <p>3. 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p>	<p>(3) 評議員 〇名以上〇名以内</p> <p>第15条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2. 理事長のみが本財団を代表する。</p> <p>3. 理事長は本財団の業務を総理する。</p> <p>4. 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>第16条 理事及び監事は評議員会において選任する。</p> <p>2. 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に追加しなければならぬ。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p> <p>4. 理事は、本財団の常務を処理する。</p> <p>5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>
<p>(3) 評議員 〇名以上〇名以内</p> <p>第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。</p> <p>2. 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3. 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に追加しなければならぬ。</p> <p>4. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5. 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第16条 理事長のみが本財団を代表する。</p> <p>2. 理事長は本財団の業務を総理する。</p> <p>3. 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4. 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会</p>	<p>(3) 評議員 〇名以上〇名以内</p> <p>第15条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2. 理事長のみが本財団を代表する。</p> <p>3. 理事長は本財団の業務を総理する。</p> <p>4. 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>第16条 理事及び監事は評議員会において選任する。</p> <p>2. 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に追加しなければならぬ。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p> <p>4. 理事は、本財団の常務を処理する。</p> <p>5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>

<p>の招集を請求すること。</p> <p>(6) <u>本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p> <p>5 監事は、<u>本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</u></p>	<p>6 監事は、<u>この法人の理事、評議員、又は他の職務を兼任することができない。</u></p>
<p>第 17 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</u></p> <p>(2) <u>病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者</u></p> <p>(3) <u>医療を受ける者</u></p> <p>(4) <u>本財団の評議員として特に必要と認められる者</u></p> <p>2 <u>評議員は、役員を兼ねることができない。</u></p>	<p>第 17 条 評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>2 <u>評議員は、評議員会を構成し、この審附行為に定められた職務を行う。</u></p>
<p>第 18 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>	<p>第 18 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>
<p>第 5 章 会議</p>	<p>第 5 章 会議</p>
<p>第 19 条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。</p>	<p>第 19 条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。</p>
<p>第 20 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。</p> <p>3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。</p> <p>4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>第 20 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。</p> <p>3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。</p> <p>4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>5 理事会の議事は、<u>別段の定めあるもののほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>

第 21 条 評議員会は、理事長が招集する。

(削除)

2. 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

(第 21 条第 2 項へ) ←

第 22 条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分 (担保提供を含む。)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 本財団の解散
- (8) 他の医療法人との合併契約の締結
- (9) その他重要な事項

2. 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。

第 23 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第 24 条 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。  
(第 26 条へ) ←

第 21 条 理事長は、毎年 1 回 〇月に評議員会を招集しなければならない。ただし、理事長において必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

2. 理事及び監事は、評議員会に出席し、議事に関し意見を述べることができる。

3 評議員の 3 分の 1 以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。

第 22 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 23 条 評議員会は、評議員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 評議員は、評議員会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

<p>第25条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならぬ。</p> <p>2. 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。  (第23条第2項へ) ←</p>	<p>3. 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならぬ。</p> <p>4. 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>5. 評議員会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>第26条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>(第22条第1項へ) ←</p>	<p>第24条 次に掲げる事項に関しては、理事長は理事会の議決を経て、評議員会に諮り決定しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 寄附行為の変更</li> <li>2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</li> <li>3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</li> <li>4 収支予算及び決算の決定</li> <li>5 剰余金又は損失金の処理</li> <li>6 借入金額の最高限度の決定</li> <li>7 本財団の解散</li> <li>8 他の医療法人との合併契約の締結</li> <li>9 その他重要な事項</li> </ol>
<p>第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>2. 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。</p>	<p>第25条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。</p>
<p>第6章 寄附行為の変更</p> <p>第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。</p> <p>第7章 解散及び合併</p>	<p>第6章 寄附行為の変更</p> <p>第7章 解散及び合併</p>
<p>第29条 本財団は、次に事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p>	

<p>(2) 他の医療法人との合併</p> <p>(3) 破産手続開始の決定</p> <p>(4) 設立認可の取消し</p> <p>2. 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならぬ。</p> <p>第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。</p> <p>2. 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>(1) 現務の結了</p> <p>(2) 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>(3) 残余財産の引渡し</p> <p>第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1) 国</p> <p>(2) 地方公共団体</p> <p>(3) 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者</p> <p>(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）</p> <p>(5) 財団医療法人又は社団医療法人であつて持分の定めのないもの</p> <p>第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第33条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。</p>	<p>第26条 やむを得ない理由があるときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、本財団を解散することができる。</p> <p>第27条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。</p> <p>第28条 本財団が解散した場合の残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て処分するものとする。</p> <p>第29条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の医療法人と合併することができる。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第30条 本財団の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。</p>
---	--



別添5

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人に限る。）の定款変更につき、改正法附則第9条第1項の規定により、施行日から1年以内に医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。  
 ただし、第4条第2項並びに第13条第2項及び第6項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要があること。

〔改正後〕 特別医療法人の定款例－1 及び2 医療法人〇〇会定款	〔改正前〕 特別医療法人の定款例－1 （平成10年健政発第802号厚生省健康政策局長通知） 医療法人〇〇会定款	〔改正前〕 特別医療法人の定款例－2 （平成10年健政発第802号厚生省健康政策局長通知） 医療法人〇〇会定款
<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）                      (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）                      (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）                      (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）                      (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第4章 役員</p> <p>第13条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設（指定管理者として管理する場合）</p>	<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）                      (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）                      (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第4章 役員</p> <p>第13条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護</p>	<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）                      (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）                      (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第4章 役員</p> <p>第13条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護</p>

<p>を含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監事には、この法人の理事(これら親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p> <p>第14条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) <u>本社の業務を監査すること。</u></p> <p>(2) <u>本社の財産の状況を監査すること。</u></p> <p>(3) <u>本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u></p> <p>(4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(厚生労働大臣)又は社員総会に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</u></p> <p>(6) <u>本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p> <p>第6章 会議</p>	<p>老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監事には、この法人の理事(これら親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p> <p>第14条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u></p> <p>第6章 会議</p>	<p>老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監事には、この法人の理事(これら親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p> <p>第14条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u></p> <p>第6章 会議</p>
---	--	--

<p>第22条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 理事長は、<u>総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p>3 <u>理事会及び評議員会を構成する理事(現在数)又は評議員(現在数)の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u></p> <p>4 <u>社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもって、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 資産及び会計</p> <p>第38条 本社の(事業報告及び)決算については、<u>毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第9章 雑則</p> <p>第44条 本社の公告は、<u>官報(及び〇〇新聞)</u>によって行う。</p>	<p>第22条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 <u>その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u></p> <p>3 <u>社員総会及び理事会の議長は、理事長をもって、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 資産及び会計</p> <p>第38条 本社の決算については、<u>監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第9章 雑則</p> <p>第44条 本社の公告は、<u>〇〇新聞(官報)</u>によって行う。</p>	<p>第22条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 <u>その会議を構成する社員現在数若しくは理事現在数又は評議員現在数の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u></p> <p>3 <u>社員総会及び理事会の議長は、理事長をもって、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 資産及び会計</p> <p>第38条 本社の事業報告及び決算については<u>理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第23条から第25条及び第28条の手続きを経て、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第9章 雑則</p> <p>第44条 本社の公告は、<u>〇〇新聞(官報)</u>によって行う。</p>
---	--	--

附 則	附 則	附 則
<p>本 社 団 設 立 当 初 の 役 員 及 び 評 議 員 は、 次 の と お り と す る。</p> <p>理 事 長 ○ ○ ○ ○ ○ 常 務 理 事 ○ ○ ○ ○ ○ 同 監 事 ○ ○ ○ ○ ○ 同 評 議 員 ○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>本 社 団 設 立 当 初 の 役 員 は、 次 の と お り と す る。</p> <p>理 事 長 ○ ○ ○ ○ ○ 常 務 理 事 ○ ○ ○ ○ ○ 同 監 事 ○ ○ ○ ○ ○ 同 評 議 員 ○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>本 社 団 設 立 当 初 の 役 員 は、 次 の と お り と す る。</p> <p>理 事 長 ○ ○ ○ ○ ○ 常 務 理 事 ○ ○ ○ ○ ○ 同 監 事 ○ ○ ○ ○ ○ 同 評 議 員 ○ ○ ○ ○ ○</p>

別添6

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第9条第1項の規定により、施行日から1年以内に医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。  
 ただし、第4条第2項並びに第13条第2項及び第8項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要があること。

<p>[改正後] 特別医療法人の寄附行為例－1及び2</p> <p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>第3章 役員</p> <p>第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合</p>	<p>[改正前] 特別医療法人の寄附行為例－1</p> <p>(平成10年健政発第802号厚生省健康政策局長通知)</p> <p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>第3章 役員</p> <p>第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護</p>	<p>[改正前] 特別医療法人の寄附行為例－2</p> <p>(平成10年健政発第802号厚生省健康政策局長通知)</p> <p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>第3章 役員</p> <p>第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護</p>
---	--	--

<p>を含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(厚生労働大臣)又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</p> <p>8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を含む。)が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p> <p>第5章 会議</p> <p>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。(本条に、各会議の定員数を定めてもよい。)</p> <p>2 理事会を構成する理事(現在数)の3分の1以</p>	<p>老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p> <p>8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p> <p>第5章 会議</p> <p>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 その会議を構成する理事又は評議員の3分の1</p>	<p>老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p> <p>8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p> <p>第5章 会議</p> <p>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。本条に、各会議の定員数を定めてもよい。</p> <p>2 その会議を構成する理事現在数又は評議員現在</p>
--	--	---

<p>上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならぬ。</p> <p>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第32条 本財団の(事業報告及び)決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事(厚生労働大臣)に届けなければならない。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第38条 本財団の公告は、<u>広報(及び〇〇新聞)</u>によって行う。</p> <p>附 則</p> <p>本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。</p> <p>理 事 長 ○ ○ ○ ○</p>	<p>以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第32条 本財団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(厚生労働大臣)に届けなければならない。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第38条 本財団の公告は、<u>〇〇新聞(広報)</u>によって行う。</p> <p>附 則</p> <p>本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理 事 長 ○ ○ ○ ○</p>	<p>数の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第32条 本財団の事業報告及び決算については、理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第19条及び第22条の手続きを経て、<u>毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(厚生労働大臣)に届けなければならない。</u></p> <p>第8章 雑則</p> <p>第38条 本財団の公告は、<u>〇〇新聞(広報)</u>によって行う。</p> <p>附 則</p> <p>本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理 事 長 ○ ○ ○ ○</p>
---	--	--



別添 7

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人に限る。）の定款変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 50 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。  
 ただし、第 4 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 6 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

<p>[改正後] 特定医療法人の定款例</p> <p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第 4 章 役員</p> <p>第 12 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>	<p>[改正前] 特定医療法人の定款例</p> <p>（平成 15 年医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知）</p> <p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第 4 章 役員</p> <p>第 12 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>
--	--

<p>ない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) <u>本社の業務を監査すること。</u></p> <p>(2) <u>本社の財産の状況を監査すること。</u></p> <p>(3) <u>本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u></p> <p>(4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</u></p> <p>(6) <u>本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p> <p>6 監事は、この法人の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼任することができない。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 理事長は、<u>総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p>3 <u>理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u></p> <p>4 <u>社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもって、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u></p>	<p>3～4 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u></p> <p>6 監事は、この法人の理事又は<u>他の職務を兼任することができない。</u></p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 <u>その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u></p> <p>3 <u>社員総会及び理事会の議長は、理事長をもって、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u></p>
--	---

<p>第7章 資産及び会計</p> <p>第37条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p> <p>第10章 雑則</p> <p>第44条 本社の公告は、<u>官報（及び〇〇新聞）</u>によって行う。</p>	<p>第7章 資産及び会計</p> <p>第37条 本社の決算については、<u>監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u></p> <p>第10章 雑則</p> <p>第44条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。</p>
---	--

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 50 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。  
ただし、第 4 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 6 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

<p>[改正後] 特定医療法人の寄附行為例</p> <p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)</p> <p>2 本財団が〇〇市 (町、村) から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)</p> <p>第 3 章 役員</p> <p>第 8 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>	<p>[改正前] 特定医療法人の寄附行為例</p> <p>(平成 15 年医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知)</p> <p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)</p> <p>第 3 章 役員</p> <p>第 8 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>
--	---

<p>ない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</p> <p>7 監事は、この法人の理事又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を含む。)を兼任することができない。</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p> <p>7 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</p>
<p>第5章 会議</p> <p>第16条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第31条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、</p>	<p>第5章 会議</p> <p>第16条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 その会議を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第31条 本財団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び評議員会</p>

<p>財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p> <p>第9章 雑則</p> <p>第38条 本財団の公告は、<u>宣報（及び〇〇新聞）</u> によって行う。</p>	<p>の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p> <p>第9章 雑則</p> <p>第38条 本財団の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u> によって行う。</p>
---	--

別添9

改 正		後		現	
項 目	運 営 管 理 指 導 要 綱	備 考	項 目	運 営 管 理 指 導 要 綱	備 考
I 組織運営 1 定款・寄附行為	<p>1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。</p>	<p>・平成19年3月30日医政発第0330049号医政局長通知</p> <p>・<u>医療法第50条</u> (注)定款又は寄附行為の変更に関する、届出が良いとされない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第76条第3号)</u></p>	I 組織運営 1 定款・寄附行為	<p>1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。</p>	<p>・モデル定款・寄附行為とは、昭和61年6月26日健政発第410号健康政策局長通知(以下、「61年局長通知」という。)中定款・寄附行為例をいう。</p>
2 役員 (1) 定数・現員	<p>1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p> <p>2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。</p> <p>3 役員として理事3人以上、監事1人以上を置いていること。</p>	<p>・役員名簿の記載事項は次のとおり</p> <p>① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日(年齢) ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 職業 ⑦ 現就任年月日・任期</p> <p>・<u>医療法施行令第5条の13</u> ・添付書類 ① 就任承諾書 ② 履歴書 ・適正に選任されていることを確認することをする。</p> <p>・<u>医療法第46条の2第1項</u></p>	2 役員 (1) 定数・現員	<p>1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p> <p>2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。</p> <p>3 役員として理事3人以上、監事1人以上を置いていること。</p>	<p>・役員名簿の記載事項は次のとおり</p> <p>① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日(年齢) ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 職業 ⑦ 現就任年月日・任期</p> <p>・<u>医療法施行令第5条の8</u> ・添付書類 ① 就任承諾書 ② 履歴書 ・適正に選任されていることを確認することをする。</p> <p>・<u>医療法第46条の2第1項</u> ・<u>61年局長通知</u></p>

<p>また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。</li> <li>その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</li> </ul>
<p>4 役員の数には、事業規模等の実態に即したものであること。 5 役員が欠員が生じていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第48条の2においては、理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。</li> <li>・医療法第42条の2第1項第1号</li> <li>・医療法施行規則第30条の35</li> </ul>
<p>(2) 選任・任期</p> <p>1 役員の手続きが、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。 2 選任関係書類が整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為)</li> <li>・選任関係書類は、次のとおりである。</li> <li>① 社員総会議事録又は評議員会議事録</li> <li>② 就任承諾書</li> <li>③ 履歴書</li> <li>・医療法第46条の2第3項</li> </ul>
<p>3 役員は2年以内とする。 4 任期の切れている役員がいな 1 自然であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為)</li> <li>・選任関係書類は、次のとおりである。</li> <li>① 社員総会議事録又は評議員会議事録</li> <li>② 就任承諾書</li> <li>③ 履歴書</li> <li>・モデル定款・寄附行為では、役員任期は2年とされている。</li> </ul>
<p>(3) 適格性</p>	<p>(3) 適格性</p>

<p>2 欠格事由に該当していないこと。<u>(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第46条の2第2項</li> <li>・欠格事由</li> <li>① 成年被後見人又は被保佐人</li> <li>② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者</li> <li>③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなつたままの者</li> <li>・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任した</li> </ul>	<p>1 欠格事由に該当していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第46条の2第2項</li> <li>・欠格事由</li> <li>① 成年被後見人又は被保佐人</li> <li>② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者</li> <li>③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなつたままの者</li> <li>・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任した</li> </ul>
<p>1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第46条の4第1項</li> <li>・定款・寄附行為に明確に規定されていないこと。</li> </ul>	<p>1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第46条の3第3項</li> <li>・定款・寄附行為に明確に規定されていること。</li> </ul>
<p>2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第46条の4第2項</li> </ul>	<p>2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第46条の3第4項</li> </ul>
<p>3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第46条の3第1項</li> </ul>	<p>3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第46条の3第1項</li> </ul>
<p>4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第46条の3第1項</li> <li>・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合以下のとおりである。</li> <li>① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となつた際に、その子女が医師又は歯科大</li> </ul>	<p>4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第46条の3第1項</li> <li>・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合以下のとおりである。</li> <li>① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となつた際に、その子女が医師又は歯科大</li> </ul>

<p>(5) 理事</p> <p>5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。</p> <p>1 当該法人が開設する病院等（指定管理者として管理する病院等を含む）の管理者はすべて理事に加えられていること。</p> <p>2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。</p>	<p>学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合</p> <p>② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人</p> <p>イ 特定医療法人又は社会医療法人（平成24年3月31日までに特別医療法人を含む。）</p> <p>ロ 地域医療支援病院を営んでいる医療法人</p> <p>ハ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人</p> <p>③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人</p> <p>・医療法第47条第1項</p> <p>・医療法第47条第1項</p> <p>・管理者を理事に加えないことのできる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主</p>	<p>学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合</p> <p>② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人</p> <p>イ 特定医療法人又は特別医療法人</p> <p>ロ 地域医療支援病院を営んでいる医療法人</p> <p>ハ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人</p> <p>③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人</p> <p>・医療法第47条第1項</p> <p>・医療法第47条第1項</p> <p>・61年局長通知</p> <p>・管理者を理事に加えないことのできる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主</p>
--	--	---

<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p>	<p>たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。</p> <p>・医療法第48条</p>	<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p>	<p>たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。</p> <p>・医療法第48条</p>	<p>(6) 監事</p>
<p>2 当該法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていることが望ましいこと。</p> <p>3 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、社員総会、理事会及び評議員会に報告後、法人において保存されていることが望ましいこと。</p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者を選任すること。</p>	<p>2 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていることが望ましいこと。</p> <p>3 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、社員総会、理事会及び評議員会に報告後、法人において保存されていることが望ましいこと。</p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者を選任すること。</p>	<p>2 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。</p> <p>3 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。</p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者を選任されること。</p>	<p>・医療法第46条の4第7項第1号及び第2号</p> <p>・医療法第46条の4第7項第3号</p> <p>・特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。</p>	<p>(7) 評議員 (財団たる</p>
<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p>	<p>たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。</p> <p>・医療法第49条第2項</p>	<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p>	<p>・医療法第49条第2項</p>	<p>(財団たる医</p>

<p>療法人)</p> <p>員をもって組織すること（医療法第46条の2第1項ただし書の認可を受けた場合、3人以上）。</p> <p>3 次に掲げる者から選任されること。</p> <p>① 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>② 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し意見を有する者</p> <p>③ 医療を受ける者</p> <p>④ ①から③までに掲げる者のほか、審附行為に定めるところにより選任された者</p> <p>4 当該法人の役員を兼任していいないこと。</p> <p>5 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。</p> <p>6 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>7 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が評議員総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>4 社員 (社団たる医療法人) (1) 現員</p>	<p>・必ず選任する必要があること。</p> <p>・任期を定めることが望ましいこと。</p> <p>・医療法第49条の4第1項</p> <p>・医療法第49条の4第2項</p>	<p>医療法人)</p> <p>1 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p> <p>3 社員 (社団たる医療法人) (1) 現員</p> <p>・社員名簿の記載事項は次のとおり</p> <p>① 氏名</p> <p>② 生年月日 (年齢)</p> <p>③ 性別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 職業</p> <p>⑥ 入社年月日 (退社年月日)</p>
--	---	--



<p>行為の定めに従って行われていること。</p> <p>(2) 審議状況</p> <p>1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。</p>	<p>集していること。</p> <p>・社員総会の議長は、<u>社員総会において選任されていること。</u></p> <p>・臨時社員総会及び評議員会は、会議を構成する社員又は評議員の5分の1以上から招集を請求された場合、<u>20日以内に招集しなければならぬ。</u></p> <p>・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。</p>
<p>行為の定めに従って行われていること。</p> <p>(2) 審議状況</p> <p>1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。</p>	<p>集していること。</p> <p>・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。</p>
<p>・社員総会の議決事項</p> <p>① 定款の変更</p> <p>② 基本財産の設定及び処分 (担保提供を含む。)</p> <p>③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</p> <p>④ 収支予算及び決算の決定</p>	<p>・社員総会の議決事項</p> <p>① 定款の変更</p> <p>② 基本財産の設定及び処分 (担保提供を含む。)</p> <p>③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</p> <p>④ 収支予算及び決算の決定</p>



II 業務 業務一般 1	<p>1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。</p> <p>2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていること。</p> <p>3 <u>自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを行うことはできないこと。</u></p> <p>4 <u>社会医療法人の場合は、当該法人が開設する病院又は診療所のうち1以上（2以上の都道府県の区域において開設する場合は、それぞれの都道府県で1以上）のものが、その病院又は診療所の所在地の都道府県で救急医療等確保事業を行っていること。</u></p>	<p>③ 出席者氏名（定数）</p> <p>④ 議案</p> <p>⑤ 議案に関する発言内容</p> <p>⑥ 議案に関する表決結果</p> <p>⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日</p> <p>・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。</p> <p>・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。</p>	II 業務 業務一般 1	<p>1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。</p> <p>2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていること。</p>	<p>③ 出席者氏名（定数）</p> <p>④ 議案</p> <p>⑤ 議案に関する発言内容</p> <p>⑥ 議案に関する表決結果</p> <p>⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日</p> <p>・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。</p> <p>・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。</p>
2 附帯業務	<p>1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。</p>	<p>・医療法第42条各号</p> <p>・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のないこと。</p>	2 附帯業務	<p>1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。</p>	<p>・医療法第42条第1項</p> <p>・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のないこと。</p>

い限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成19年3月30日医政発第0330053号医政局長通知別表に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

い限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。

- ① 医療関係者の養成又は再教育
- ② 医学又は歯学に関する研究所の設置
- ③ 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の設置
- ④ 疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置
- ⑤ ①～④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務
- ⑥ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施(平成10年2月厚生省告示第15号参照)

・「①から④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている(昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照)。

- ① 薬局
- ② 施術所
- ③ 衛生検査所
- ④ 訪問看護ステーション

- ⑤ 介護福祉士養成施設
- ⑥ ケアハウス
- ⑦ ホームヘルパー養成研修事業
- ⑧ 難病患者等居宅生活支援事業  
(ホームヘルプ、短期入所事業)
- ⑨ 乳幼児健康支援一時預かり事業
- ⑩ 介護保険法(平成9年法律第123号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法(平成17年法律第123号)にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であつて次に掲げるもの
- ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業
- イ 道路運送第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

<p>ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による家用有償旅客運送等</p> <p>⑪ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち平成18年3月31日医政発第0331001号局長通知別添2において「保健衛生に関する業務」とされているもの</p> <p>⑫ 助産所</p> <p>⑬ 歯科技工所</p> <p>⑭ 福祉用具専門相談指定講習</p> <p>⑮ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)による児童福祉法上の保育所として認可を受けた施設で認定こども園を営む事業</p>		
		<p>III 管理</p> <p>1 人事管理</p> <p>(1) 任免関係</p> <p>1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。</p> <p>2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。</p> <p>1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。</p> <p>2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行</p>
		<p>III 管理</p> <p>1 人事管理</p> <p>(1) 任免関係</p> <p>1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。</p> <p>2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。</p> <p>1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。</p> <p>2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行</p>
		<p>III 管理</p> <p>1 人事管理</p> <p>(1) 任免関係</p> <p>1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。</p> <p>2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。</p> <p>1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。</p> <p>2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行</p>

<p>2 資産管理</p>	<p>3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p> <p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</p> <p>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</p> <p>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</p> <p>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>6 現金は、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p>	<p>・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知</p> <p>・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p>
<p>2 資産管理</p>	<p>3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p> <p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</p> <p>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</p> <p>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</p> <p>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>6 現金は、郵便官署、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p>	<p>・61 年局長通知</p> <p>・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p>

<p>・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。</p> <p>・医療法施行規則第30条の34</p> <p style="text-align: center;">資本</p> <p>・自己資本比率＝<math>\frac{\text{資産}}{\text{資本}} \times 100</math></p> <p>・左記ただし書に該当する場合であつても、自己資本比率を充足していることが望ましいこと。</p>	<p>・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。</p> <p>・土地、建物の賃貸借、売買の場合</p> <p>・個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合</p>	<p>8 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は自己資本比率20%以上を常時確保していること。ただし、医療法人の設立又は合併後、概ね1年を経過した後において、当該医療法人の開設するすべての病院及び介護老人保健施設について、これらの用に供される土地又は建物のいずれかを所有している場合はこの限りでないこと。</p>	<p>・平成16年8月19日医政発第0819001号厚生労働省医政局長通知及び平成12年3月31日老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知</p>
<p>・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。</p>	<p>8 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。</p>	<p>1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2 予算が適正に執行されていること。</p> <p>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。</p>	<p>1 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」又は「介護老人保健施設会計・経理準則」により処理するものとする。</p> <p>診療所のみを開設する医療法</p>
<p>3 会計管理</p> <p>(1) 予算</p>	<p>3 会計管理</p> <p>(1) 予算</p>	<p>1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2 予算が適正に執行されていること。</p> <p>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。</p>	<p>1 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」又は「介護老人保健施設会計・経理準則」により処理するものとする。</p> <p>診療所のみを開設する医療法</p>
<p>(2) 会計処理</p>	<p>(2) 会計処理</p>	<p>1 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」又は「介護老人保健施設会計・経理準則」により処理するものとする。</p> <p>診療所のみを開設する医療法</p>	<p>・平成16年8月19日医政発第0819001号厚生労働省医政局長通知及び平成12年3月31日老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知</p>

<p>(3) 債権債務の状況</p>	<p>1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>3 借入金は全て証書で行われていること。</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p> <p>・ 法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならぬこと。</p> <p>(注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第6号)</p>
<p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p>	<p>1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。</p> <p>2 預金口座、通帳は法人名義になっていること。</p> <p>・ モデル定款・寄附行為</p> <p>・ 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人の自己資本比率についてはⅢの2の8を参照</p>

人において、「病院会計準則」に準じて処理することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにおいては、原則として「病院会計準則」に準じて会計処理するものとする。

- 1 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。
- 2 現金保管については、保管責任が明確にされていること。
- 3 剰余金を配当してはならないこと。

・ 医療法第54条  
 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第5号)

(3) 債権債務の状況

- 1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。
- 2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。
- 3 借入金は全て証書で行われていること。
- 4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。

・ モデル定款・寄附行為

・ 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人の自己資本比率についてはⅢの2の8を参照

<p>(5) 決算及び財務諸表</p> <p>1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。</p> <p>2 決算と予算との間で、大幅に違い違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。</p> <p>3 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。</p> <p>4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。</p> <p>5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならぬこと。</p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p>	<p>・医療法第51条第1項</p> <p>・医療法第51条第2項</p> <p>・医療法第51条の2</p> <p>(注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第4号)</p> <p>・医療法第52条第1項</p> <p>(注) 届出をしない場合は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)</p>
<p>(5) 決算及び財務諸表</p> <p>1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。</p> <p>2 決算と予算との間で、大幅に違い違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。</p> <p>3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。</p> <p>4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。</p> <p>5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。</p> <p>6 決算の届出が毎会計年度終了後2月以内になされていること。</p> <p>7 特定医療法人、特別医療法人及び国・県から運営費補助を受けている医療法人については、決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧などを行うことが望ましいこと。</p>	<p>・医療法第51条第1項</p>

<p>(6) その他</p> <p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるときともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならぬ事項について登記がなされていること。</p> <p>2 理事長のみの登記がなされていること。</p> <p>3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。</p>	<p>・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項</p> <p>① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額</p> <p>(注) 登記を怠った場合又は不実の登記をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p> <p>・理事長の任期満了に伴い再任された場合にあつては、変更の登記が必要であること。</p>	<p>(6) その他</p> <p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるときともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならぬ事項について登記がなされていること。</p> <p>2 理事長のみの登記がなされていること。</p> <p>3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。</p> <p>・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項</p> <p>① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額</p> <p>(注) 変更の登記をしない場合は20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条)</p> <p>・登記期間</p> <p>① 主たる事務所 (2週間以内) ② 従たる事務所 (3週間以内)</p>
---	--	--

<p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p>	<p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p> <p>・資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。</p> <p>・医療法施行令第5条の12</p>	<p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p>
<p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。</p>	<p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。</p>	<p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。</p>
<p>5 公告</p>	<p>5 公告</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p> <p>(注) 公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)</p>	<p>5 公告</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p>
<p>IV その他 1 必要な手続の督促</p>	<p>1 認可申請又は届出にかかる書類が提出されない場合、都道府県は当該医療法人に対し必要な手続の督促を行うこと。</p>	<p>1 公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p> <p>1 督促又は催告等によっても指導目的が達されない場合は、行政処分が行われることになる。</p> <p>① 法令等の違反に対する措置(医療法第64条第1項及び第2項)</p> <p>② 聴聞手続(行政手続法第13条、第15条、第24条)</p> <p>③ 設立認可の取消(医療法第65条)</p>

別添 10 (「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和 61 年健政発第 410 号) の一部改正)

改 正 後	現 行
<p>第一 医療法人制度に関する事項 (削る)</p>	<p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1 医療法人の資産要件</p> <p>(1) 医療法人の資産要件として、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の二〇〇分の二〇以上の自己資本が必要であるが、「厚生労働大臣の定める基準」に適合する場合は当該規定を適用しないものであること。</p> <p>(2) 医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。) 第 30 条の 34 第 1 項ただし書に規定された「厚生労働大臣の定める基準」は、次のとおりであること。</p> <p>医療法人の開設するすべての病院及び介護老人保健施設について、これらの用に供される土地又は建物のいずれかを所有していること。ただし、当該医療法人の設立又は合併後、概ね一年を経過するまでの間はこの限りではない。</p> <p>なお、土地又は建物の所有については、病院及び介護老人保健施設の用に供される土地又は建物の大部分を所有する場合には、残りの一部分を賃借する場合であっても認められること。</p> <p>(3) 定款又は寄附行為の変更認可申請に当たり、資産要件に適合していることを証する書類の添付が必要とされるのは、新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限られるものであること。</p> <p>(4) 医療法施行規則の一部を改正する省令(昭和 61 年厚生省令第 36 号)附則第 2 項が適用される医療法人については、当分の間、規則第 30 条の 34 の規定は適用しないものとされたこと。</p> <p>ただし、当該法人が新たに病院若しくは介護老人保健施設を開設することに伴い定款若しくは寄附行為の変更の認可を受ける場合又は合併後に存続する医療法人として当該合併についての認可を受ける場合においては、同条の規定が適用されること。</p> <p>(5) 規則第 30 条の 34 第 1 項ただし書の規定の適用を受ける医療法人及び前項の経過措置の適用を受ける医療法人についても、規則第 30 条の 34 第 1 項本文に規定する自己資本比率の充足に努めることが望ましいこと。</p> <p>(6) 医療法人の資産が「厚生労働大臣の定める基準」に該当しない場合で、土地が資産として計上され、帳簿価格では自己資本が充足されない医療法</p>

人にあつては、不動産鑑定評価書による時価評価額、路線価による相続税評価額、固定資産税評価額又は地価公示評価額により当該土地が適正に評価され、それによって自己資本を充足できる場合は、これらの価額を証する書類を規則第31条第5号の2に規定する書類としても差し支えないこと。

(7) 現に医療法人が開設する病院の建物を転用して当該医療法人が介護老人保健施設を開設しようとする場合の定款変更認可の申請は、規則第32条第3項に準じて取り扱って差し支えないこと。

(8) 医療法人の土地、建物等は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差し支えないこと。ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃借する場合には、当該土地及び建物について賃貸借登記をすることが望ましいこと。

なお、賃借料については、近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額なものである場合には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第54条(剰余金配当の禁止)の規定に抵触するおそれがあるので留意されたいこと。

(9) 医療法人の設立を認可するに当たつて、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは、望ましくないこと。なお、新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、二か月分以上の運転資金を有していることが望ましいこと。

2 (略)

3 医療法人の設立に係る手続等  
 医療法人の設立に係る手続等について次のように改めることとしたこと。

(1) 医療法人の定款例及び寄附行為例について  
 医療法人の定款例及び寄附行為例を別添4のとおり定めることとしたこと。

(2) 設立認可申請の提出書類について  
 ① 規則第31条第3号に掲げる設立決議録のうち、他の申請書類と重複するものについては、その旨を記載した上で提出を省略することができるものとする。

② 既に法第7条の規定に基づき許可を受け、又は法第8条の規定に基づ

- 2 (略)
- 3 医療法人の設立に係る手続等  
 医療法人の設立に係る手続等について次のように改めることとしたこと。
- (1) 医療法人の定款例及び寄附行為例について  
 医療法人の定款例及び寄附行為例を別添4のとおり定めることとしたこと。  
 なお、このことに伴い、「医療法の一部を改正する法律の施行について」(昭和25年8月9日厚生省医発第521号厚生省医務局長通知)の1の2(1)並びに別添の定款例及び寄附行為例は削除するものとする。
- (2) 設立認可申請の提出書類について  
 ① 規則第31条第4号に掲げる設立決議録のうち、他の申請書類と重複するものについては、その旨を記載した上で提出を省略することができるものとする。
- ② 既に法第7条の規定に基づき許可を受け、又は法第8条の規定に基づ

き届出をした病院又は診療所を経営することを目的とする医療法人の設立の申請をしようとする場合は、規則第31条第5号に掲げる当該病院又は診療所の敷地及び建物の構造設備に関する事項を省略した書類に代えることができるものとする。

(削る)

4 (略)

5 医療法人の理事長

(1)～(2) (略)

(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づき都道府県知事の認可が行われるものであること。

① 特定医療法人又は社会医療法人(平成24年3月31日まで特別医療法人を含む。)

②～③ (略)

(4)～(5) (略)

6 (略)

(削る)

き届出をした病院又は診療所を経営することを目的とする医療法人の設立の申請をしようとする場合は、その旨を記載した書類を提出することにより、規則第31条第6号に掲げる当該病院又は診療所の敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類の提出を省略することができるものとする。

(3) 理事長に係る設立認可の審査について

新設される医療法人の理事長に就任することを予定している者が、既に別の医療法人の理事長である場合には、当該既存医療法人の組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を十分に調査するものとする。

4 (略)

5 医療法人の理事長

(1)～(2) (略)

(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づき都道府県知事の認可が行われるものであること。

① 特定医療法人又は特別医療法人

②～③ (略)

(4)～(5) (略)

6 (略)

7 決算の届出

(1) 規則第33条に規定する決算の届出に係る書類のうち、貸借対照表及び損益計算書については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」(昭和58年8月22日付医発第824号厚生省医務局長通知)又は「介護老人保健施設会計・経理準則」(平成12年3月31日付老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知)に基づき作成された貸借対照表及び損益計算書を提出するものとする。

(2) 診療所のみを開設する医療法人にあつては、「病院会計準則」に準じて作成された貸借対照表及び損益計算書を提出することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにあつては、原則として「病院会計準則」に準じて作成された貸借対照表及び損益計算書を提出するものとする。

(3) 「病院会計準則」によりがたい場合にあつては、法人税の確定申告の際税務署に提出する添付書類である貸借対照表及び損益計算書の写しを提出することをもつて足りるものとする。

8～9 (略)

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の2第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

1～2 (略)

8～9 (略)

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の8の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の2第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

1～2 (略)

別添 1 1 (「医療法人制度の運用について」(昭和 63 年健政発第 750 号)の一部改正)

改 正 後	現 行
<p>(削る)</p> <p>2 一人医師医療法人の設立にかかると手続き等 法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所が医療法人を設立する場合の設立認可申請の提出書類については、次のように取扱うこととしたこと。</p> <p>(1) 規則第 31 条第 3 号に掲げる設立決議録については設立趣意書に代えるなど申請書類の簡素化を図らねたいこと。 (2) 規則第 31 条第 5 号については通知第一の 3 の (2) の ②により取扱うこととされているので、今後とも留意されたいこと。 (3)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 一人医師医療法人の資産要件について</p> <p>(1) 医療法人の資産要件として、医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下、「規則」という。) 第 30 条の 34 により、病院又は老人保健施設を開設する医療法人については、自己資本比率の要件を規定したところであるが、一人医師医療法人については、この要件は適用されないの留意されたいこと。</p> <p>(2) 新たに診療所を開設するために一人医師医療法人を設立する場合には、二か月分以上の運転資金を有していることが望ましいが、法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合には適用されないこと。</p> <p>(3) 法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合は、原則として適用しないこと。ただし、診療所経営の継続性の観点からも、出資金又は寄付金の額の基準等は、原則として適用しないこと。</p> <p>(4) 医療法人の土地、建物等については、通知第一の 1 の (5) 及び昭和 61 年 12 月 22 日指第 44 号指導課長回答により取扱うこととされているので、今後とも十分留意されたいこと。</p> <p>2 一人医師医療法人の設立にかかると手続き等 法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合の設立認可申請の提出書類については、次のように取扱うこととしたこと。</p> <p>(1) 規則第 31 条第 4 号に掲げる設立決議録については設立趣意書に代えるなど申請書類の簡素化を図らねたいこと。 (2) 規則第 31 条第 6 号については通知第一の 3 の (2) の ②により取扱うこととされているので、今後とも留意されたいこと。 (3)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

○特定医療法人制度の改正について（平成15年10月9日付け医政発第1009008号）

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応  <u>特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その</u>  <u>事情を当職まで報告方お願しいたいこと。</u></p> <p>① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金以上の          刑事処分を受けた場合</p> <p>② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適          事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合</p> <p>③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定があ          る場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸          借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、<u>医療法第6</u>  <u>4条第1項の命令が発せられた場合。</u></p> <p>④ その他①、②及び③に相当する医療関係法令についての重大な違反事実          があった場合</p> <p>⑤ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず          ず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合</p>	<p>第1 改正の要点等          今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>(中略)</p> <p>2 手続等</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応  <u>従前より、特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関につい</u>  <u>て、医療関係法令等に違反する事実が発生したことが認められた場合の報告</u>  <u>が都道府県知事からなされているところであるが、次のような医療に関する</u>  <u>法令等について重大な違反事実があった場合には、引き続き、その事情を当</u>  <u>職まで報告方お願しいたいこと。</u></p> <p>① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金以上          の刑事処分を受けた場合</p> <p>② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適          合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合</p> <p>③ その他①及び②に相当する医療関係法令についての重大な違反事実が          あった場合</p> <p>④ 医療法第30条の7の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず          ず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合</p>

(削除)

第2 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正(医療法施行規則(平成19年厚生労働省令第39号)により、新たに設けられた基金制度について、特定医療法人は採用できないことに特に注意すること)を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

(2) (略)

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

- ① 贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて(昭和39年6月9日直審(資)24、直資77)
- ② 租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて(昭和55年4月23日直資2-181)
- ③ 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について(平成15年4月4日課法10-15)
- ④ 出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について(平成17年4月27日文書回答)

第3 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」(昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知)は廃止する。

第2 移行に係る税制

社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、特定医療法人に移行した場合については、その変更につき、法人税、所得税及び贈与税の課税はなされない取扱いについて変更はないこと。

第3 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

(2) (略)

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達を参照されたいこと。

- ① 贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて(昭和39年6月9日直審(資)24、直資77)
- ② 租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて(昭和55年4月23日直資2-181)
- ③ 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について(平成15年4月4日課法10-15)

第4 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」(昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知)は廃止する。

別添 1 3 (「いわゆる「出資額限度法人」について」(平成 16 年医政発第 0813001 号)の一部改正)

改 正 後	現 行
<p>第一 医療法人制度における「出資額限度法人」の位置づけ等            医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 6 章に定める医療法人制度は、私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの(昭和 25 年 8 月 2 日厚生省発医第 98 号厚生事務次官通知記第一の 1 参照)とされていること。</p> <p>「出資額限度法人」の位置づけは、医療法人制度の運用の実態として、医療法人の太宗を持つ定めのある医療法人が占めている現状に照らし、出資者にとつての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底するとともに、社員の退社等に払い戻される額の上限をあらかじめ明らかにすることにより、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の継続性・継続性の確保に資するものであること。</p> <p>第二～第三 (略)</p> <p>第四 「出資額限度法人」への移行に当たつての留意点等</p> <p>① (略)</p> <p>② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 39 に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの(脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。)へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないもの、特別医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第一 医療法人制度における「出資額限度法人」の位置づけ等            医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 4 章に定める医療法人制度は、私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの(昭和 25 年 8 月 2 日厚生省発医第 98 号厚生事務次官通知記第一の 1 参照)とされていること。</p> <p>「出資額限度法人」の位置づけは、医療法人制度の運用の実態として、医療法人の太宗を持つ定めのある医療法人が占めている現状に照らし、出資者にとつての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底するとともに、社員の退社等に払い戻される額の上限をあらかじめ明らかにすることにより、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の継続性・継続性の確保に資するものであること。</p> <p>第二～第三 (略)</p> <p>第四 「出資額限度法人」への移行に当たつての留意点等</p> <p>① (略)</p> <p>② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 36 に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの(脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。)へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないもの、特別医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。</p> <p>(以下略)</p>

別添 1 4 (「医療機関債」発行のガイドラインについて) (平成 16 年医政発第 1025003 号) の一部改正)

改 正 後	現 行
<p>第一 (略)</p> <p>第二 遵守すべき事項等</p> <p>1 医療機関債を発行できる医療法人</p> <p>① 医療法人は、医療機関債の発行に当たっては、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」(昭和二十九年法律第九十五号。以下「出資法」という。)及び医療法その他法令に抵触しないようにしなければならないものであること。その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って三年度以上税引前純損益が黒字であるなど経営成績が堅実であることが望ましいものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療法人の内部手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療法人は、医療法第四十一条及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十四の規定を常時満たすことが必要であり、医療機関債の発行により資金調達をした場合においても、同様であること。</p> <p>4 発行要項の策定等による情報開示</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療法人は、発行時点において、前記①の発行要項の他、法定の<u>事業報告書</u>、<u>財産目録</u>、<u>貸借対照表</u>及び<u>損益計算書</u>に加えて、<u>事業計画書</u>等を作成し、<u>購入申込者</u>に対して開示するものとする。</p> <p>5 発行条件等</p> <p>(1) 利率等</p> <p>① 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとするとし、一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員と同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。</p> <p>なお、医療法人の役員及び当該役員と同族関係者について利率等に差異を設けることは、医療機関債の発行主体が、特別医療法人及び特定医療法人であるときは医療法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 遵守すべき事項等</p> <p>1 医療機関債を発行できる医療法人</p> <p>① 医療法人は、医療機関債の発行に当たっては、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」(昭和二十九年法律第九十五号。以下「出資法」という。)及び医療法(自己資本比率に係る規定を含む。)その他法令に抵触しないようにしなければならないものであること。その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って三年度以上税引前純損益が黒字であるなど経営成績が堅実であることが望ましいものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療法人の内部手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療法人は、医療法第四十一条及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十四の規定(自己資本比率)を常時満たすことが必要であり、医療機関債の発行により資金調達をした場合においても、同様であること。</p> <p>4 発行要項の策定等による情報開示</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療法人は、発行時点において、前記①の発行要項の他、法定の<u>財産目録</u>、<u>貸借対照表</u>及び<u>損益計算書</u>に加えて、<u>事業計画書</u>、<u>事業報告書</u>等を作成し、<u>購入申込者</u>に対して開示するものとする。</p> <p>5 発行条件等</p> <p>(1) 利率等</p> <p>① 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとするとし、一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員と同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。</p> <p>なお、医療法人の役員及び当該役員と同族関係者について利率等に差異を設けることは、医療機関債の発行主体が、特別医療法人及び特定医療法人であるときは規則第三十条の三十五第一項第五号及び租税特別措</p>

厚生労働省令第39号)による改正前の規則第三十条の三五第一項第五号及び租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第三十条の二十五にいう「特別の利益の付与」に該当する可能性があることに留意すること。

② (略)

(2)～(4) (略)

6 債券購入者等との関係

(1)～(2) (略)

(3) 決算期ごとの情報の開示

① 医療法第五十一条の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しななければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、事業計画書等についても、これら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。

② (略)

(4) (略)

7

(略)

附 則

(略)

置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第三十九条の二十五にいう「特別の利益の付与」に該当する可能性があることに留意すること。

② (略)

(2)～(4) (略)

6 債券購入者等との関係

(1)～(2) (略)

(3) 決算期ごとの情報の開示

① 医療法第五十二条第二項においては、医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の閲覧を求めることができるとされており、医療法人は、同項の債権者としての医療機関債の購入者の閲覧の求めに応じなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、事業計画書や事業報告書等についても、これら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。

② (略)

(4) (略)

7

(略)

附 則

(略)



【改正後全文】

医政発第0331008号

平成20年3月31日

最終改正 医政発第1212008号

平成20年12月12日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

## 社会医療法人の認定について

本年3月26日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第50号）により、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第6号において厚生労働省令で定めることとされた社会医療法人の公的な運営に関する要件に関する規定を整備し、本年4月1日から施行することとしたところである。

また、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第119号。以下「告示」という。）を、本年3月26日に告示し、本年4月1日から適用することとしたところである。

これらの社会医療法人制度の創設に係る措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人の指導監督により一層の御配慮を願いたい。

## 記

### 第1 社会医療法人制度の趣旨

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、先般の医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の徹底等の観点から各般の見直しを行うとともに、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会

医療法人として位置づけることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものである。

## 第2 社会医療法人の認定要件

社会医療法人の認定に当たり、次に掲げる法第42条の2第1項第1号から第7号までの要件に適合するか否かについて審査を行うものとする。

### 1 役員親族等について(法第42条の2第1項第1号関係)

各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各役員の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 2 社団たる医療法人の社員親族等について(法第42条の2第1項第2号関係)

各社員及び次に掲げる親族等の数が、社員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各社員の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各社員の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 3 財団法人の医療法人の評議員親族等について(法第42条の2第1項第3号関係)

各評議員及び次に掲げる親族等の数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各評議員の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各評議員の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について(法第42条の2第1項第4号関係)

(1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所(当該医療法人が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理す

る公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。)のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イからホまでに掲げるいずれかの事業(以下「救急医療等確保事業」という。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

(2) 当該医療法人が1の都道府県の区域において2以上の病院又は診療所を開設する場合にあっては、救急医療等確保事業に係る業務を行う病院又は診療所の円滑な運営のため、他の病院又は診療所は、当該業務を行う病院又は診療所との連携及び協力体制の確保を図り、地域医療において社会医療法人に求められる役割を積極的に果たすことが見込まれること。

5 救急医療等確保事業に係る業務の基準について(法第42条の2第1項第5号関係)

(1) 当該医療法人が実施する4の業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。当該基準については、別添1を参照されたいこと。

- ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備
- ② 当該業務を行うための体制
- ③ 当該業務の実績

(2) 医療計画に救急医療等の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして社会医療法人が開設する病院又は診療所を記載するに当たっては、都道府県医療審議会等において、当該病院又は診療所が所在する地域における当該事業に係る医療連携体制の確立を図る観点から、十分な審議を行うこと。また、当該病院又は診療所が当該事業に係る医療連携体制を構成するものでなくなったと認めるときは、速やかに、医療計画における記載の削除、社会医療法人の認定の取消し等を含め、所要の手続を行うこと。

(3) 災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務を行うことにより社会医療法人の認定を受けている法人から都道府県が実施する防災訓練に参加希望があった場合は、可能な限り参加させるよう配慮すること。

6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)

(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の2第1項第1号関係)

- ① 理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上とすること。

② 社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されること。

③ 財団である医療法人の評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

④ 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。

イ 当該他の同一の団体の理事又は使用人である者  
ロ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

⑤ その理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めているものであること。

なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならぬこと。

⑥ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

なお、当該医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持

しているもの

ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- ⑦ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

なお、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

- ⑧ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①及び③において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の1の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

⑩ 直近の3会計年度(但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の3会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定

の

ハ 外国の法令に基づく財産であって、イからホまでに掲げる財産に類するも  
ホ 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利

ニ 民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に  
関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項に規定する投資事業有  
限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第  
40号)第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

ハ 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権  
ロ 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利  
イ 株式

いない場合は、この限りでない。  
財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有して  
いものであること。ただし、当該財産の保有によって株主総会その他の団体の  
⑨ 他の団体の意思決定に関与することができる次に掲げる財産を保有していな

ハ 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施の  
ために特別に支出(引当金に係る支出及びホの資金を除く。)する費用に係る  
資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。)の  
に保有する資金(減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるため  
の  
ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるため  
に保有する資金(減価償却費に充てるため

買入代金等を含む。)  
産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の  
ないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財  
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産(現に使用されてい

益業務」という。)の用に供する財産  
ハ 法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務(以下「収  
ロ 法第42条各号に規定する業務の用に供する財産

供する財産  
イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に  
置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならぬこと。  
さらに、保有する資産の明細表は、法第51条の2第2項の規定に基づき備

産及び負債の明細が適正に記帳されていること。  
その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資  
また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、

日の前日までを含む。)において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

## (2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の2第1項第2号関係）

- ① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

ロ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により

政府が行う健康診査

ハ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査

ニ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

ホ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

ヘ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

ト 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診査又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診査

チ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査

リ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断

ヌ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

② 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることを定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあっては、法令等に基づいて規定される額

ロ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

③ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る

事業収益の額をいう。)が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。)に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

#### 7 解散時の残余財産の帰属先について(法第42条の2第1項第7号関係)

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

#### 8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

- ① 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
- ② 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- ④ 次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - イ 定款又は寄附行為の変更
  - ロ 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
  - ハ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
  - ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
  - ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の保有額の決定及び取崩し
  - ヘ 収支予算及び決算の決定
  - ト 剰余金又は損失金の処理
  - チ 借入金額の最高限度額の決定
- ⑤ 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- ⑥ 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

### 第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

#### 1 社会医療法人の認定申請に関する事項

- (1) 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が提出しなければならない書類

4 社会医療法人の事業報告書等の作成等

規定に基づく改善命令を行うこと。  
う文字を用いていると認めるときは、当該医療法人に対し、法第64条第1項の  
なお、都道府県知事は、社会医療法人でない医療法人が「社会医療法人」とい  
用いてはならないこと。

(3) 社会医療法人でない医療法人は、その名称中に、「社会医療法人」という文字を

和23年政令第326号)第5条の12参照)。

月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする(医療法施行令(昭  
(2) (1)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年

間以内に定たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。  
あり、社会医療法人の認定後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週  
の変更の登記(組合等登記令(昭和39年政令第29号)第6条参照)が必要で

(1) 医療法人○○会から社会医療法人○○会への名称の変更については、登記事項

3 社会医療法人の名称の登記

会計等に関する有識者の参画を求めることが望ましいこと。  
の趣旨を踏まえ、必要に応じて部会等を設置することにより、地域医療、法律、  
の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年健政発第410号)の第二  
会。以下同じ。)の意見を聴かなければならないこと。この場合、「医療法人制度  
病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については社会保障審議  
規定により、あらかじめ都道府県医療審議会(2以上の都道府県の区域において  
都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第42条の2第2項の

2 都道府県医療審議会に関する事項

項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。  
(3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第50条第1

② 社会医療法人認定取消書 別添6

① 社会医療法人認定書 別添5

(2) 社会医療法人の認定に係る書類を次のとおり定めることとしたこと。

③ 社会医療法人の寄附行為例 別添4

② 社会医療法人の定款例 別添3

① 社会医療法人の認定申請等関係書類 別添2

を次のとおり定めることとしたこと。

(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書
- ⑤ 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- ⑥ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から⑤までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類
  - イ 純資産変動計算書
  - ロ キャッシュ・フロー計算書
  - ハ 附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (1)の①から⑥までに掲げる書類
- ② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書
- ③ 定款又は寄附行為
- ④ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局長）に届け出なければならないこと。

- ① (1)の①から⑥までに掲げる書類
- ② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書
- ③ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の3会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑤については、法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。）
- ② 定款又は寄附行為

(5) 都道府県は、毎年、社会医療法人の事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について、届け出られた書類を審査すること。この場合、実地検査等を行うことにより要件の適合を確認すること。

## 5 社会医療法人の認定の取消し

(1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部の停止を命ずること。

(2) 都道府県知事は、社会医療法人の認定を取り消すに当たっては、法第64条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(3) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、当該医療法人は名称の変更について法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(4) 社会医療法人○○会から医療法人○○会への名称の変更については、登記事項の変更の登記が必要であり、社会医療法人の認定が取り消された日後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(5) (4)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする。

## 6 その他

(1) 持分請求権の放棄の決議について

規則第30条の39第1項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあっては、当該医療法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金（第2の6(1)⑧のホ）について

① 当該資金は、減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とすること。

② 当該資金は、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

資産の部 減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

③ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(3) 特定事業準備資金（第2の6(1)⑧のへ）について

① 当該資金の目的である事業が、定款又は寄附行為において定められていること。

② 当該資金の額が合理的に算定されていること。

③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

ア 資産の部 ○○事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

イ 純資産の部 ○○事業積立金（利益剰余金のその他利益剰余金に掲記）

④ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行うに場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

(5) 収益業務の区分経理について

社会医療法人が収益業務を行う場合にあつては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。

この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけでなく、資産、負債及び純資産に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとする。

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。  
イ 社会医療法人が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第66条第3項の規定により22%の税率が適用されること。

ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第5項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条の3第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第2号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

ヘ 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。

ト 社会医療法人は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第一（公共法

人等の表)及び消費税法(昭和63年法律第108号)別表第三に掲げる法人となること。

② 社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速やかに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事(厚生労働大臣)の認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。なお、社会医療法人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合においては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものとする。

③ 都道府県は社会医療法人を認定し、又は認定を取り消した場合は、その旨を速やかに厚生労働省医政局に報告すること。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人(以下「特定医療法人」という。)が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による22%の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	<p>当該業務を行う病院又は診療所の構造設備</p> <p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>1又は2の基準に該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。</p> <p>※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時まで</p>

			<p>をいうものとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、年末年始の日(1月1日を除く)12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)における救急自動車等による搬送を受け入れた件数を3で除した件数(災害医療において同じ。)をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)第2条に規定する救急医療用ヘリコプター(以下「救急医療用ヘリコプター」という。)及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>
<p>精神科救急医療の場合</p>	<p>次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門(診察室、処置室、保護室、面会室等)を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口1万人対7.5件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。)において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数(患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定すること)ができる再診料の件数は除</p>

			<p>く。②から④においても同じ。）  ②休日（深夜を除く。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数  ③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数  ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。</p>
災害医療	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）をすべて有していること。</p> <p>(1) 集中治療室  (2) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室  (3) 備蓄倉庫</p> <p>2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。</p> <p>(1) 簡易ベッド  (2) 携帯用医療機器  (3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資  (4) 自家発電装置  (5) トリアージタッグ  (6) 救急用自動車</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p> <p>3. 厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム（DMAT）を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。</p> <p>2. 当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。</p> <p>(1) 都道府県又は国が実施する防災訓練  (2) 国が実施する災害派遣医療チーム（DMAT）研修</p> <p>3. 過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>

<p>へき地医療 ※「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成13年医政発第5229号）に基づくへき地をいう。</p>	<p>(7) 広域災害・救急医療情報システムの端末 3. 当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。 1又は2の基準に該当すること。 1. 当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。 2. 当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。</p>	<p>次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合には、当該すべての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p>	<p>へき地医療施設が病院の場合、1又は2の基準に該当すること。 1. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が53人以上であること。 2. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が53人日以上であること。 へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。 当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日数が209日以上であること。</p>
<p>周産期医療</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設をすべて有していること。 (1) 母体胎児集中治療管理室 (2) 新生児集中治療管理室 (3) 診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら周産期患者のため</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院において産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制及び緊急帝王切開術を実施できる体制（いわゆるオン</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院において直近に終了した3会計年度における分娩実施件数を3で除いた件数が500件以上であること。 2. 当該病院において直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を3で除いた件数が10件以上であること。 なお、「母体搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用へ</p>

	<p>に使用される病床をいう。) 2. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。</p> <p>(1) 分娩監視装置  (2) 新生児用呼吸循環監視装置  (3) 超音波診断装置  (4) 新生児用人工換気装置  (5) 微量輸液装置  (6) 保育器</p>	<p>コールド体制も含む。)を常に確保していること。</p>	<p>リコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送をいう。</p> <p>3. 当該病院において直近に終了した3会計年度におけるハイリスク分娩管理加算の算定件数が3件以上であること。</p>
<p>小児救急医療</p>	<p>次の基準に該当すること。  当該病院が小児救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら小児救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、小児救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において小児救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において小児救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>次の基準に該当すること。  当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であること。</p> <p>※「6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度における次に掲げる算定件数の合計の6歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数  ②休日（深夜を除く。）において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数  ③深夜において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数  ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p>

(備考)

○ 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間に医療法施行令第5条の5の規定に基づき社会医療法人の認定を申請する場合

次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度 件数を3で除した件数	直近に終了した会計年度 件数
精神科救急医療 の場合	直近に終了した3会計年度 人口1万人対7.5件以上	直近に終了した会計年度 人口1万人対2.5件以上
周産期医療	直近に終了した3会計年度 件数を3で除した件数 3件以上	直近に終了した会計年度 件数 1件以上
小児救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度

○ 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間に医療法第52条第1項の規定により社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類を届

け出る場合又は医療法施行令第5条の5の規定に基づき社会医療法人の認定を申請する場合

次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度 件数を3で除した件数	直近に終了した2会計年度 件数を2で除した件数
精神科救急医療 の場合	直近に終了した3会計年度 人口1万人対7.5件以上	直近に終了した2会計年度 人口1万人対5.0件以上
周産期医療	直近に終了した3会計年度 件数を3で除した件数 3件以上	直近に終了した2会計年度 件数を2で除した件数 2件以上
小児救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度

(新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合)

平成 年 月 日

厚生労働大臣  
又は  
都道府県知事

殿

主たる事務所の所在地  
医療法人  
会  
理事長

印

### 社会医療法人認定申請書

標記について、医療法施行令第5条の5及び同法施行規則第30条の36の規定に基づき申請します。

### 記

救急医療等確保事業を行って いる病院又は診療所		名称
救急医療等確保事業の別		所在地

注1)「救急医療等確保事業を行って  
いる病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む)を全て記載すること。

注2)「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療(以下参照)のいずれに係るものであるかの別(当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て)を記載すること。

○救急医療(精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること)。  
○災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療

別添 2-2

(社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合)

平成 年 月 日

〇〇地方厚生局長  
又は 殿  
都道府県知事

主たる事務所の所在地  
社会医療法人 会  
理事長 印

決 算 届

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの決算を終了したので、  
医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療(以下参照)のいずれに係るものであるかの別(当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て)を記載すること。

○救急医療(精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。)

○災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧	申請時	毎決算後	備考
<input type="checkbox"/> 社会医療法人認定申請書	○	○	
<input type="checkbox"/> 決算届	○	○	
<input type="checkbox"/> 別表 (医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類)	○	○	
(医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類)			
<input type="checkbox"/> 添付書類 (構造設備及び体制)	○	○	※
<input type="checkbox"/> 添付書類1-1 (救急医療)			
時間外等加算件数明細表			
<input type="checkbox"/> 添付書類1-2 (救急医療)			
夜間等救急自動車等搬送件数証明する書類 (救急搬送証明書等写し)			
<input type="checkbox"/> 添付書類1-3 (精神科救急医療)			
時間外等診療件数明細表			
<input type="checkbox"/> 添付書類1-1 (災害医療)			
添付書類1-1 (救急医療) 又は1-2 (救急医療) (添付資料を含む)			
訓練又は研修に参加したことを証明する書類 (修了証又は参加依頼文等写し)			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-1 (へき地医療)			
医師派遣明細表			
医師の延べ派遣日数を証明する書類 (支援診療所との協定書等写し)			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-2 (へき地医療)			
巡回診療明細表			
巡回診療の延べ診療日数を証明する書類 (事業計画書等)			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-3 (へき地医療)			
へき地診療所診療日明細表			
<input type="checkbox"/> 添付書類4 (周産期医療)			
母体搬送件数明細表			
母体搬送件数を証明する書類 (救急搬送証明書等写し)			
<input type="checkbox"/> 添付書類5 (小児救急医療)			
時間外等加算件数明細表			
(公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類)			
<input type="checkbox"/> 添付書類6 (公的な運営に関する要件 (医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号) に該当する旨を説明する書類 (運営))	○	○	
理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	
直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	○	
<input type="checkbox"/> 書類付表1 (理事、監事、社員及び評議員に関する明細表)	○	○	
<input type="checkbox"/> 書類付表2 (経理等に関する明細表)	○	○	
<input type="checkbox"/> 書類付表3 (保有する資産の明細表)	○	○	※
<input type="checkbox"/> 添付書類7 (公的な運営に関する要件 (医療法第42条の2第1項第6号) に該当する旨を説明する書類 (事業))	○	○	
診療報酬規程	○	○	

(注) (1) 該当する書類にチェックをすること。  
 (2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後3月以内の届出に係る書類のうち都道府県又は地方厚生局において閲覧に供するものであること。  
 (3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。  
 (4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載(3)を除く。)がある場合においては、必要な措置を講ずるものとする。

## 2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
<input type="checkbox"/> 定款（寄附行為）変更認可申請書
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあつては、理事会（評議員会）の議事録
(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)
<input type="checkbox"/> 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
<input type="checkbox"/> 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
<input type="checkbox"/> 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

- 注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、医療法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。
- (2) 該当する書類にチェックをすること。

## 3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
<input type="checkbox"/> 事業報告書
<input type="checkbox"/> 財産目録
<input type="checkbox"/> 貸借対照表
<input type="checkbox"/> 損益計算書
<input type="checkbox"/> 監事の監査報告書
医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合)
上記に掲げる書類
<input type="checkbox"/> 純資産変動計算書
<input type="checkbox"/> キャッシュ・フロー計算書
<input type="checkbox"/> 附属明細表
<input type="checkbox"/> 公認会計士又は監査法人の監査報告書

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつても、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。



添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： \_\_\_\_\_ 印

住 所： \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

施設名	
施設の所在地	
管轄保健所名	

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
<input type="checkbox"/> 救急医療 <input type="checkbox"/> 精神科救急医療 <input type="checkbox"/> 災害医療 <input type="checkbox"/> へき地医療 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> へき地診療所 <input type="checkbox"/> 周産期医療 <input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室 <input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室 <input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室 <input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input type="checkbox"/> 面会室 <input type="checkbox"/> 専用病床（          床） <input type="checkbox"/> 優先的に使用される病床 <input type="checkbox"/> 備蓄倉庫 <input type="checkbox"/> ヘリポート（ <input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置 <input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置 <input type="checkbox"/> 超音波診断装置 <input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置 <input type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器 <input type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> 携帯用医療機器 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 自家発電装置 <input type="checkbox"/> トリアージタグ <input type="checkbox"/> 救急用自動車 <input type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム



#### 4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
	定員																
実人員																	
内特殊 関係者																	

#### 5 勤務体制

	体制	昼間 (15時現在)		夜間 (3時現在)		休日 (15時現在)	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合計	病院内						
	オンコール						
内 救急医療 (再掲) (精神科救急医療含む)	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						

#### 6 その他の体制

##### (1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無 (有・無)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数 ( 人)

##### (2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム (DMAT) の有無 (有・無)

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分（複数の区分の場合はその全て）及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。  
① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。  
⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること。  
② 「へき地からの入院患者の受け入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、○病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

- ① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及びび年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

(2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

(3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1-1 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： \_\_\_\_\_ 印

住 所： \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等加算割合]

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	A 件
内 時間外加算の算定件数	件	件	① 件
内 休日加算の算定件数	件	件	② 件
内 深夜加算の算定件数	件	件	③ 件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	④ 件
時間外等加算割合 $\{(①+②+③+④) / A\}$			%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区	分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計
初診料の算定件数	件	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区	分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計
初診料の算定件数	件	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区	分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計
初診料の算定件数	件	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

(合計)

区	分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合計
初診料の算定件数	件	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

(記載上の注意事項)  
○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1-2 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： \_\_\_\_\_ 印

住 所： \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[夜間等救急自動車等搬送件数]

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	件
ヘリコプターによる搬送件数	④	件
合 計		件
3会計年度平均		件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)の救急搬送件数を記載すること。

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等の写し(患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。))

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)

件	消防機関の救急自動車による搬送件数
件	医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数
件	民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数
件	ヘリコプターによる搬送件数

(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)

件	消防機関の救急自動車による搬送件数
件	医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数
件	民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数
件	ヘリコプターによる搬送件数

(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)

件	消防機関の救急自動車による搬送件数
件	医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数
件	民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数
件	ヘリコプターによる搬送件数

(合計)

件	消防機関の救急自動車による搬送件数
件	医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数
件	民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数
件	ヘリコプターによる搬送件数

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1 - 3 (精神科救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: \_\_\_\_\_ 印

住 所: \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等診療件数]

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B+C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	① 件
休日加算の算定件数	件	件	件	② 件
深夜加算の算定件数	件	件	件	③ 件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	④ 件
時間外等診療件数 (①+②+③+④)				⑤ 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における時間外等診療件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等診療件数明細表
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号) 第 3 3 条の 4 の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類 (指定書等の写し) を添付すること。

[精神科救急医療圏]

精神科救急医療圏名	人 口
	⑥ 人 (統計表名 )
人口 1 万人対時間外等診療件数 (⑤/⑥)×10,000	
	人

(記載上の注意事項)

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報 (総務省統計局) による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

時間外等診療件数明細表

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	時間外加算の特例の算定件数
深夜加算の算定件数	件	件	件	深夜加算の算定件数
休日加算の算定件数	件	件	件	休日加算の算定件数
時間外加算の算定件数	件	件	件	時間外加算の算定件数
区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)

(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	時間外加算の特例の算定件数
深夜加算の算定件数	件	件	件	深夜加算の算定件数
休日加算の算定件数	件	件	件	休日加算の算定件数
時間外加算の算定件数	件	件	件	時間外加算の算定件数
区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)

(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	時間外加算の特例の算定件数
深夜加算の算定件数	件	件	件	深夜加算の算定件数
休日加算の算定件数	件	件	件	休日加算の算定件数
時間外加算の算定件数	件	件	件	時間外加算の算定件数
区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)

(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	時間外加算の特例の算定件数
深夜加算の算定件数	件	件	件	深夜加算の算定件数
休日加算の算定件数	件	件	件	休日加算の算定件数
時間外加算の算定件数	件	件	件	時間外加算の算定件数
区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内電話等による再診 (C)	合計 (A+B-C)

(合計)

(記載上の注意事項)  
○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 2 (災害医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： \_\_\_\_\_ 印

住 所： \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数]

- 添付書類 1-1 (救急医療) 又は 添付書類 1-2 (救急医療) に記載し、提出 (添付資料を含む。) すること。

[DMAT研修等の実績]

参加者の役職名	訓 練 又 は 研 修		
	実 施 者 名	訓練又は研修名	実施日又は実施期間

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における防災訓練 (都道府県又は国) 又は研修 (DMAT研修) の参加状況を記載すること。

添付資料

- 訓練又は研修に参加したことを証明する書類 (修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し (個人名欄は消去すること。))

[都道府県又は国からの災害派遣チーム (DMAT) の派遣要請への対応]

派遣要請日時	派遣先 (被災地)	派遣者数	派遣要請拒否の理由

(記載上の注意事項)

- 過去の派遣要請への対応について記載すること。(過去において派遣要請がない場合は記載する必要はない。)
- 派遣者数は、医師〇名、看護師〇名のように記載すること。

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: \_\_\_\_\_ 印

住 所: \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数]

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
合 計			人日

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所 (当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。) に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
  - 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。
- 添付資料
- 医師派遣明細表
  - へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類 (支援診療所との協定書等の写し)

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（診療所名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成〇年〇月〇日」、派遣期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: \_\_\_\_\_ 印

住 所: \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名(診療場所)	診療日数	診療医師数	延べ診療日数
	日間	人	人日
合 計			人日

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所(〇〇公民館等)を( ) 書で記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

添付資料

○ 巡回診療明細表

○ へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類(事業計画書等)

巡回診療明細表

診療日又は診療期間	診療日数	巡回先（診療場所）	診療 医師数	延べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
合 計	—	—	—	人日	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「平成〇年〇月〇日」、診療期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: \_\_\_\_\_ 印

住 所: \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

診療所名	
診療所の所在地	
管轄保健所名	

[へき地診療所診療日数]

診療日数 (年間)	搬送件数	件	搬送手段	搬送先	
	日間				
病院等への救急搬送対応状況					

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した会計年度におけるへき地診療所の診療日数等を記載すること。

添付資料

○ へき地診療所診療日明細表

へき地診療所診療日明細表

診療日又は診療期間	診療時間	診療日数	診療医師数	受診可能診療科目	受診延べ患者数
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
合計	—	日間	—	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「平成〇年〇月〇日」、診療期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 診療時間は「午前〇〇時から午後〇〇時まで」のように記載すること。
- 診療日数は診療時間の長短にかかわらず、診療を行った日数を記載すること。
- 受診可能診療科目は当該へき地診療所において実際に受診できる診療科目を全て記載すること。

添付書類4 (周産期医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: \_\_\_\_\_ 印

住所: \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

病院名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[分娩実施件数]

会計年度	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件	内ハイリスク分娩管理 加算の算定件数
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件		
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件	件	
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件	件	
合計	3 会計年度平均	件	—

(記載上の注意事項)

○ 終了した3会計年度における分娩実施件数を記載すること。

[母体搬送件数]

会計年度	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件	件
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件	件
合計	3 会計年度平均	件

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料

○ 母体搬送件数明細表

○ 母胎搬送件数を証明する書類 (救急搬送証明書等の写し (患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、

消去等の処理をすること。))

母体搬送件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 5 (小児救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: \_\_\_\_\_ 印

住 所: \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[6歳未満の時間外等加算割合]

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	A 件	件
内 時間外加算の算定件数	件	① 件	件
内 休日加算の算定件数	件	② 件	件
内 深夜加算の算定件数	件	③ 件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	④ 件	件
時間外等加算割合 $\{(①+②+③+④) / A\}$			%
			—

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した 3 会計年度における初診料 (診療報酬の算定方法 (平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号) 別表 第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。) の算定件数を記載すること。

添付資料

○ 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名： \_\_\_\_\_ 印

住 所： \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の2第1項第1号イ及びビ）

	総 数	最も人数の多い親族等のグループの人数	親族等の割合	最も人数の多い他の同一団体のグループの人数	他の同一団体の割合
理 事	人	人	%	人	%
監 事	人			人	%
社 員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の2第1項第1号ロ及びビイ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

- (1) 共通事項
- 理事、監事及び評議員の選任方法について、定款又は寄附行為に定めがある
  - 社団医療法人
  - すべての理事及び監事を社員総会で選任
- (2) 社団医療法人
- すべての理事及び監事を評議員会で選任
  - すべての評議員を理事会において推薦
- (3) 財団医療法人

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の2第1項第1号ホ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理事	
監事	
評議員	

添付資料

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の2第1項第1号へ及びト）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営		有 ・ 無

5 遊休財産 (規則第30条の35の2第1項第1号及第2項)

金額	区分
円	A 資産の総額
円	B 純資産の額
%	C 純資産の額の資産の総額に対する割合 ( $B/A \times 100$ )
円	D 控除対象財産の帳簿価額 (イからまでの合計額)
円	イ 本来業務の用に供する財産
円	ロ 附帯業務の用に供する財産
円	ハ 収益業務の用に供する財産
円	ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産
円	ホ 減価償却引当特定預金
円	ヘ 特定事業準備資金
円	E 遊休財産額 $((A-D) \times C)$
円	F 事業費用の額

添付資料

○ 直前に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書 (新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。)

6 保有財産（規則第30条の35の2第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式		有 ・ 無
出 資		有 ・ 無
社団法人の社員権		有 ・ 無
組合契約		有 ・ 無
信 託		有 ・ 無
外国の法令に基づく 財産		有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の2第1項第1号ヌ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
勧告に反する開設、 増床、種別変更		有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、 仮装		有 ・ 無
その他公益に反する 事実		有 ・ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

- 1 「1 運営組織」
  - (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄に記載すること。
  - (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医療又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」  
該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」  
該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に對する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄  
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄  
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄  
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄  
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に對し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄  
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄  
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

## 5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

### ① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

### ② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

### ③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

### ④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

### ⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

### ⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

### ⑦ 「ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

### ⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

### ⑨ 「ヘ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が寄せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合



「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」(書類付表1)の記載要領

(1) 理事、監事、社員及び評議員(以下「社員等」という。)について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別業に記載すること。

(2) 「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名(理事長等)を記載すること。

(3) 「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨(例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等)を記載すること。

こと。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族

ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(4) 「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体の名称並びに役職等をすべて具体的に(例えば当法人〇〇病院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等)記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

## 経理等に関する明細表

### 1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ の 他					

### 2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

### 3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考



(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員

ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に

対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規

定する公益目的事業又は医学若しくは医療又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利

益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特

定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他の対象が会員等である活動に参加する者に共通

する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。

イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合

を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。

ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」

欄にその内容を記載すること。

② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の

配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行

う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室

等）を記載すること。

④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載

すること。

3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。

② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。

③ 貸付金現在高は、直前に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事

○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動

を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

- 9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」
- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等(従業員を含む)となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況(例えば、病院の清掃を請け負う等)を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等(例えば、役員、従業員等)を記載すること。
- 10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」
- 申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

## 保有する資産の明細表

## 1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	円				円
現金及び預金					円
事業未収金	円				円
有価証券					円
たな卸資産	円				円
前渡金	円				円
前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
その他の流動資産	円				円
固定資産	円	円	円	円	円
有形固定資産	円	円			円
建物	円	円			円
構築物	円	円			円
医療用器械備品	円	円			円
その他の器械備品	円	円			円
車両及び船舶	円	円			円
土地	円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	円	円			円
無形固定資産	円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウェア	円	円			円
その他の無形固定資産	円	円			円
その他の資産	円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

区分 施設名(事業名)	合計		
	円	円	円
流動資産	円	円	円
事業未収金	円	円	円
たな卸資産	円	円	円
前渡金	円	円	円
前払費用	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円
固定資産	円	円	円
有形固定資産	円	円	円
建物	円	円	円
構築物	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円
土地	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円
無形固定資産	円	円	円
借地権	円	円	円
ソフトウエア	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円
その他の資産	円	円	円
長期前払費用	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円
資産合計	円	円	円
⑤	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載(同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載)すること。
  - 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
  - ⑤が①と一致すること。
- ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。

### 3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②と一致すること。

### 4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が③と一致すること。

### 5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」(任意の様式)を作成し、併せて提出すること。(なお、当該別紙についても閲覧対象であること)



## 「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載要領

### 1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

### 2 「6 土地の明細」

① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、医師住宅等）を記載すること。

### 3 「7 建物の明細」

① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造

2階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づき耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

#### 4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品(借用を含む。)を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直前に終了した会計年度における帳簿価額(借用の場合は、その器械の直前に終了した会計年度における年間賃借料)を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等)を記載すること。

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名： \_\_\_\_\_ 印

住 所： \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

1 収入金額（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療			①	⑥
	労災保険診療			②	⑦
	健康診査			③	⑧
	助産			④	⑨
	その他			⑤	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 合計①、②、③、④、⑤の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の2第1項第2号イ）  
 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と  
 同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。  
 同一の基準による  
 同一の基準によらない

3 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

健康診査に係る収入合計		計	
円	⑩	円	計
円	健康診査に係る収入合計 高年齢者の医療の確保に關する法律	円	私立学校教職員共済法
円		円	地方公務員等共済組合法
円		円	国家公務員共済組合法
円		円	国民健康保険法
円		円	船員保険法
円		円	労働安全衛生法
円		円	母子保健法
円	円	学校保健法	

（記載上の注意事項）

○ ③が⑩と一致すること。

4 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

助産に係る収入金額	分娩件数	円
自由診療のうち助産にかかる収入	⑪ 件	円
分娩件数(⑪) × 50万円	⑬	円

（記載上の注意事項）

○ ④が⑫又は⑬の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

5 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の2第1項第2号ロ）  
 診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算する  
 か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。  
 同一の基準による  
 同一の基準によらない

6 経費の額等の明細（規則第30条の35の2第1項第2号ハ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	医療診療により 収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用（投薬 費を含む）	合計 (B)	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	⑭			⑮	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計⑭が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計⑮が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

<p>考 備</p>	<p>社会医療法人の定款例</p>
<p>・ 社会医療法人は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 37 に規定する基金制度を採用することができなため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。</p>	<p>社会医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）  (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）  (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>
<p>・ 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 6 条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 12 参照）が必要であること。</p> <p>・ 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p>	<p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）  (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）  (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>
<p>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 16 条第 4 項において同じ。）</p> <p>・ 本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理す</p>	<p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）  (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）  (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>

- (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)

3 本団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。

- (1) ○○県医療計画に記載された救急医療(○○病院)
- (2) ○○県医療計画に記載された災害医療(○○病院)
- (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療(○○診療所)
- (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療(○○病院)
- (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療(○○病院)

第5条 本団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。

○○看護師養成所の経営

第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

### 第3章 資産及び会計

第7条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

る病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第16条第4項及び第17条第5項において同じ。)

・本項には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。

・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。

・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが

<p>望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円</li> <li>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</li> <li>(3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</li> </ul> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第9条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。1、3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことのできない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業準備金を保有しない場合については、12 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金に</li> <li>・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。1、3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことのできない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。</li> </ul>	<p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p>(3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第9条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>2 前項の資産は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことのできない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。</p> <p>3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことのできない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。</p> <p>第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第11条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第12条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第13条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。</p>
--	--

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

#### 第4章 役員

第15条 本会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上〇名以内  
うち理事長1名

(2) 監事 2名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

（以下「事業報告書等」という。）とする。

- ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社の定款」とする。
- ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。
- ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

- ・理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。

- ・役員親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 役員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親

<p>族でこれらの者と生計を一にして      ① 他の同一の団体（公益社      団法人又は公益財団法人又      は医師会、医会及び学会等      の医学若しくは医術又は公      衆衛生に関する学術団体で      あつて法人格を有するもの      （医師以外をその構成員と      するものを除く。）を除く。      以下同じ。）の理事又は使用      人である者      ② 他の同一の団体の理事以      外の役員（法人でない団体      で代表者又は管理者の定め      のあるものにあつては、そ      の代表者又は管理人）又は      業務を執行する社員である      者      ・病院、診療所又は介護老人保      健施設を2以上開設する場合      において、都道府県知事（2      以上の都道府県の区域におい      て病院、診療所又は介護老人      保健施設を開設する医療法人      については主たる事務所の所      在地を管轄する地方厚生局      長の認可（以下、第33条に      おいて同じ。）を受けた場合      は、管理者（指定管理者とし      て管理する病院等の管理者を      除く。）の一部を理事に加えな      いことができる。（法第47条      参照）      ・理事の職への再任を妨げるも      のではない。</p>	<p>は、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務      3 理事は、本社の常務を処理し、理事長に事故があるとき      2 理事長は本社の業務を総理する。      第17条 理事長のみが本社を代表する。      けたときは、1月以内に補充しなければならない。      6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠      うものとする。      5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失      4 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）す      る病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事      に加えなければならない。      3 理事長は、理事の互選によって定める。      5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失      うものとする。      6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠      けたときは、1月以内に補充しなければならない。      第17条 理事長のみが本社を代表する。      2 理事長は本社の業務を総理する。      3 理事は、本社の常務を処理し、理事長に事故があるとき      は、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務</p>
---	---

を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務を監査すること。
- (2) 本社の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第19条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

## 第5章 社員

第20条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 社員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親

族でこれらの者と生計を一

にしているもの

第21条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならぬ。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

第22条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

(1) 除名

(2) 死亡

(3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第23条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

### 第6章 会議

第24条 会議は、理事会及び社員総会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第25条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもつて理事会の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができる。

4 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。

第26条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。

第27条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任する。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。(法第54条の3第2項)

・総社員の5分の1の割合について、これを下回る割合を定めることができる。

第 28 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 社員の入社及び除名
- (11) 本団体の解散
- (12) 他の医療法人との合併契約の締結
- (13) その他重要な事項

第 29 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 30 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 31 条 社員は社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第 32 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

## 第 7 章 定款の変更

第 33 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

第34条 本社は、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる業務の成功の不能

(2) 社員総会の決議

(3) 社員の欠亡

(4) 他の医療法人との合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項

第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、○

○県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第35条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決

定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただ

し、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することが

できる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散し

た場合には、○県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出

なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を

行うために必要な一切の行為をすることができ。

(1) 現務の終了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第36条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手

続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共

団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第37条 本社は、総社員の同意があるときは、○県知事(厚

生労働大臣)の認可を得て、他の社団医療法人と合併するこ

とができる。

第9章 雑則

第38条 本社の公告は、官報(及び○新聞)によって行う。

第39条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を

経て定める。

別添 4

社会医療法人の寄附行為例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 6 条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 12 参照）が必要であること。</li> <li>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</li> <li>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 16 条第 4 項において同じ。）</li> <li>・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 16 条第 4 項及び第 17 条第 5 項において同じ。）</li> <li>・本項には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」と</li> </ul>

<p>の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○県医療計画に記載された救急医療(○○病院)</p> <p>(2) ○○県医療計画に記載された災害医療(○○病院)</p> <p>(3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療(○○診療所)</p> <p>(4) ○○県医療計画に記載された周産期医療(○○病院)</p> <p>(5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療(○○病院)</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を運営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○看護師養成所の経営</p> <p>第6条 本財団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。</p> <p>(1) 駐車場業</p> <p>(2) 料理品小売業</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第7条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 諸種の資産から生ずる果実</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p>(3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第9条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定められた方法によって、理事長が管理する。</p>	<p>いう。)第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。</p> <p>・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれこの都道府県で1以上)のものがあり、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。</p> <p>・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第7条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 諸種の資産から生ずる果実</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p>(3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第9条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定められた方法によって、理事長が管理する。</p>
--	--

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) ○○病院の病床の増床（平成○○年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成○○年実施予定）
- (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成○○年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。

第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及

・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。

・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。

・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）

・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。

・社会医療法人債発行法人につ

び監事の監査報告書を〇〇県知事(〇〇厚生局長)に届け出なければならぬ。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

#### 第4章 役員及び評議員

第15条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

(1) 理事 6名以上〇名以内  
うち理事長1名

(2) 監事 2名以上〇名以内

(3) 評議員 〇名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることなく、かつ、親族等の数は、

役員総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれ数の3分の1を超えて含まれはならない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

いては、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士の監査報告書」又は監査法人の監査報告書とする。

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人について、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

・理事は6名以上、監事は2名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。

・役員親族等とは、次に掲げる者とする。

① 役員がいずれか1人  
② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族  
③ ①に掲げる者と婚姻の届

出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの  
⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一

にしていないもの  
・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。

① 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医学会及び学会等

3 理事長は、理事の互選によって定める。

4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第17条 理事長のみが本財団を代表する。

2 理事長は本財団の業務を総理する。

3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に

の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者

② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

- ・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第28条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）
- ・ 理事の職への再任を妨げるものではない。

<p>提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○ ○県知事(○厚生局長)又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に 対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意 見を述べること。</p> <p>5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団の開設す る病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管 理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を含む。)を兼 ねてはならない。</p> <p>第18条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した 者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見 を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数 の同数以下となることなく、かつ、親族等の数が、評議員 の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。</p> <p>・ 評議員の親族等とは、次に掲 げる者とする。</p> <p>① 評議員のいずれか1人 ② ①に掲げる者の配偶者及 び三親等以内の親族 ③ ①に掲げる者と婚姻の届 出をしていないが事実上婚 姻関係と同様の事情にある 者 ④ ①に掲げる者の使用人及 び使用人以外の者で当該評 議員から受ける金銭その他 の財産によって生計を維持 しているもの ⑤ ③又は④に掲げる者の親 族でこれらの者と生計を一 にしているもの</p>	<p>提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○ ○県知事(○厚生局長)又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に 対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意 見を述べること。</p> <p>5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団の開設す る病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管 理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を含む。)を兼 ねてはならない。</p> <p>第18条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した 者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見 を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数 の同数以下となることなく、かつ、親族等の数が、評議員 の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。</p> <p>3 評議員は、役員を兼ねることはできない。</p> <p>第19条 役員の任期は2年とし、評議員の任期は4年とする。 ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員又は評議員の任期は、前任者の残 任期間とする。</p> <p>3 役員又は評議員は、任期満了後といえども、後任者が就任 するまでは、その職務を行うものとする。</p>
--	---

第20条 役員又は評議員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

## 第5章 会議

第21条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第22条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第23条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

第24条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 本財団の解散
- (11) 他の医療法人との合併契約の締結

・ 募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。  
(法第54条の3第2項)

・ 総評議員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

(12) その他重要な事項

第25条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができる。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わる  
ことができる。

第26条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 評議員会に出席することできない評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。  
2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければならない。

第7章 解散及び合併

第29条 本財団は、次に事由によって解散する。

(1) 目的たる業務の成功の不能

(2) 他の医療法人との合併

(3) 破産手続開始の決定

(4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数の

それぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第 32 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

#### 第 8 章 雑則

第 33 条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 34 条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会  
理事長 〇〇〇 殿

〇〇県知事

### 社会医療法人の認定について

貴法人から平成〇〇年〇〇月〇〇日付けでされた医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項の規定に係る認定申請については、同条同項の要件を満たすものとして認定したので通知します。  
なお、認定後においても、当該要件を満たさないこととなったと認められる場合には、この認定を取り消すこととなるからこの旨申し添えます。

注1. 認定後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、名称変更の登記をすること。  
注2. 認定を受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会医療法人〇〇会  
理事長 〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 県 知 事

### 社会医療法人の認定の取消について

貴法人については、下記のとおり医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項第〇号の要件を満たさないことが認められたため、同法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消します。

#### 記

（取り消した理由）

注1．定款又は寄附行為に規定された名称の変更及び収益業務の削除等について、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。

注2．認定の取消しを受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定取消書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

